

第 10 回 ODA 評価ワークショップ

2011 年 2 月 24 日～25 日 ハノイ











目次

共同議長サマリー	1
1. オープニング・セッション	6
1.1 共同議長挨拶	6
1.2 共催者代表開会挨拶	6
1.3 議事説明・事務連絡	7
2. セッション 1：合同評価の事例研究	7
2.1 日本・ベトナム合同評価事例	7
2.2 日本・フィリピン合同評価事例	9
2.3 ディスカッション	10
3. セッション 2：評価の能力開発	13
3.1 ネパールによる取組み	13
3.2 国際機関による取組み	14
3.3 ディスカッション	15
4. セッション 3：二国間 ODA の評価	17
4.1 日本における ODA 評価	17
4.2 モルディブにおける ODA 評価	19
4.3 スリランカにおける ODA 評価	20
4.4 ディスカッション	21
5. セッション 4：パリ宣言の評価に関する考察	25
5.1 パリ宣言の評価の現状と今後	25
5.2 プレゼンテーション第 1 部	25
5.3 ディスカッションと質疑応答	27
5.4 プレゼンテーション第 2 部	28
5.5 ディスカッションと質疑応答	28
5.6 プレゼンテーション第 3 部	29
5.7 ディスカッションと質疑応答	30
6. セッション 5：評価の能力開発における評価ネットワークの役割	32
6.1 「アジア太平洋評価学会ネットワーク」の設立状況	32
6.2 ディスカッションと質疑応答	33
7. クロージング・セッション：共同議長サマリーと閉会挨拶	35
付録 1: プログラム	36
付録 2: 参加者リスト	38
付録 3: 略語表	40

共同議長サマリー

第 10 回 ODA 評価ワークショップ（2011 年 2 月、ハノイ）

共催：日本国外務省・ベトナム計画投資省・独立行政法人国際協力機構

2011 年 2 月 24 日及び 25 日、ベトナムのハノイにおいて、日本国政府（外務省）、ベトナム政府及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の共催による第 10 回 ODA 評価ワークショップが開催された。

1. オープニング・セッション

共同議長を務める湊直信外務省国際協力局評価・広報室長とカオ・マン・クオン・ベトナム計画投資省対外経済局次長が、開会挨拶を行った。

続いて、大脇広樹外務省国際協力局審議官、ホー・クアン・ミン・ベトナム計画投資省対外経済局長、及び佐々木篤 JICA 評価部長が、共催者を代表して歓迎の辞を述べた。

2. セッション 1：合同評価の事例研究

本セッションでは、ドナー国とパートナー国による合同評価について討論が行われた。ベトナム及びフィリピンにおける合同評価の事例研究について、クオン・ベトナム計画投資省次長及びローランド・トゥンパラン・フィリピン国家経済開発庁次官が、それぞれプレゼンテーションを行った。続いて、廣野良吉成蹊大学名誉教授兼日本評価学会顧問の司会により、全参加者間でディスカッションが行われた。

ディスカッションでは、主に以下の点が討議された。

- 1) ベトナムとフィリピン両パートナー国政府の責任を明確に規定した覚書に基づき、人的資源と制度の評価能力向上を主眼とした合同評価を行う、日本の体系的アプローチ。
- 2) パートナー国のオーナーシップ意識、パートナー国の開発優先順位に対するドナーのアラインメント、結果管理の重視などの強化に資するという点で、合同評価が有効な評価モダリティ（様態）であるという認識。
- 3) 開発マネジメントの改善、ドナー国とパートナー国双方の国民に対する透明性と説明責任の強化という評価の 2 つの目的を考慮し、信頼できる評価を行う必要性の強調。
- 4) 効果的な評価文化と、個人及び制度上の評価能力を導入・強化すること

に関心を有する両国で実施されるプロジェクト・レベルの合同評価の有用性の認識。他方、セクター・レベルと国レベルの評価を必要とするインパクト評価を実施することに対する、ドナーとパートナー国の関心の高まり。

- 5) パートナー国における、行政府ではなく立法府である議会が、開発成果の外部評価を行うことの重要性についての、市民社会の意見の高まり。
- 6) 地域共同体や地方政府をはじめとする全ての利害関係者が、評価活動、計画、実施を経て教訓などのフィードバック段階に至るまで、全プロセスに関与する必要性に対する、ドナーとパートナー国双方での認識の高まり。
- 7) パートナー国の受益者とドナー国の敏感な納税者の双方をはじめ、全ての利害関係者が学ぶべき肯定的あるいは否定的な教訓として、評価結果の全てを共有し活用すべきであるという認識。

3. セッション 2：評価の能力開発

第 2 セッションでは、パートナー国における評価の能力開発への取組みについて、2 名からプレゼンテーションが行われた。最初にロクダーシャン・レグミ・ネパール財務省モニタリング評価局長が発表を行い、続いてハンス・ルンドウグレン OECD/DAC 開発評価ネットワーク主任が発表を行った。また、カビル・ハシム・スリランカ国会議員兼スリランカ評価学会会員が、プレゼンテーションに続くディスカッションの司会を務めた。

ディスカッションで提起された主な課題と提案は以下のとおり。

- 1) 教育を受けた専門家と評価能力がパートナー国で不足していることが、多くの「評価」がドナー主導で行われる主因の一つと認識すること。
- 2) 評価への参加をパートナー国に促す前に、パートナー国において持続可能な評価能力開発制度を構築すること。
- 3) パートナー国において評価文化を強化・改善するための措置を講じ、そうした文化を制度化する方法を見つけること。
- 4) ドナー主導ではなく、現地またはパートナー国が主導する持続可能な評価能力開発プログラムを開発すること。
- 5) 学部レベル教育に研修プログラムを設けること。
- 6) 訓練を受けた人材の供給増に役立つような、評価の需要サイドの改善に取り組むこと。
- 7) 政治家や政府高官の間で評価のメリットに関する認識を高めることで評価への需要を増やすとともに、国会議員向けの研修プログラムを開発す

ること。

4. セッション 3：二国間 ODA の評価

セッション 3 では、ドナーとパートナー国それぞれの観点から、二国間 ODA の評価について 3 名によるプレゼンテーションが行われた。まず、湊外務省評価・広報室長が日本の政策評価システムとその課題について発表した。同室長は、評価主体や評価基準など、ODA 評価のさまざまな側面を取り上げた上で、政策レベルの評価や評価実施システム、そして、パートナー国とのシナジー効果の実現方法を改善していく必要性を強調した。次に、ハディージャ・ザヒール・モルディブ外務省副次官補と、ロシャニー・ピーリス・スリランカ財務計画省対外援助局課長が、それぞれの視点を紹介した。ザヒール副次官補は、モルディブへの ODA に関し、海外からの援助の支出や日本からの支援、援助の制度的構造や援助の調和と評価メカニズムに焦点を当てて発表し、ドナー側の仕組みが多様で整合性を欠くことに起因する業務上の難題にも触れた。ピーリス課長は、日本の対スリランカ ODA について発表し、その貢献と成果を強調するとともに、いくつかの成功事例を挙げながら、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点による評価を紹介した。続いて、スバルナ・シュレスサ・ネパール評価学会事務局長の司会により、ディスカッションが行われた。

参加者から主に以下の項目について、質問やコメントが寄せられた。

- 1) 評価文化と政策評価基準
- 2) 国家開発支援プログラムの評価
- 3) 自治体の評価への JICA の参加
- 4) 評価能力の問題
- 5) ドナーの援助協調
- 6) パートナー国における国家支援戦略とセクター支援評価システムの必要性

5. セッション 4：パリ宣言の評価に関する考察

本セッションでは、ニールス・デーベルスタイン・パリ宣言評価事務局長が、パリ宣言に基づいてパートナー国とドナーの間で行われる評価の現在の進捗状況と、評価のフェーズ 1 とフェーズ 2 についての所見を発表した。特に、パリ宣言が、国家戦略の強化や援助のアラインメントの向上、市民や議会に対する成果と説明責任、重複した取組みの削減と活動の合理化に、どのような影響を与えたかという点も述べられた。続いて、共同議長の湊室長の司会により、質疑応答セッションが行われた。

主に以下の点について、参加者から質問やコメントが寄せられた。

- 1) 地方政府の開発プログラムや管理を改善するためにパリ宣言を応用する可能性
- 2) 国レベルのステークホルダーの特定
- 3) 評価調査を実施する際のドナーとパートナー国の関与の程度
- 4) 事後評価とプロセス評価の長所と短所
- 5) 調和化の取引コストとメリットの比較
- 6) 二国間ドナーや多国間ドナーが実施する大量の調査に取り組まなければならない受入国の懸念
- 7) ベトナムにおける議会の関与
- 8) モニタリングと評価の連動と、釜山でのハイレベル・フォーラム準備の進捗報告
- 9) 結論と提案形成プロセスの関係
- 10) 正直なモニタリングと評価調査の有用性と不可欠性

6. セッション5：評価の能力開発における評価ネットワークの役割

本セッションでは、廣野名誉教授が、評価の能力、慣行及びシステムの改善を図る観点から、アジア太平洋諸国の間で評価経験の交換を促進する具体的方策として、アジア太平洋評価学会ネットワーク（APEA-NET）の設立提案を行った。続いて、共同議長のクオン次長が、できるだけ早い時期に APEA-NET を設立することを歓迎し、この構想に対する本ワークショップ参加国の支持に感謝すると述べ、質疑応答セッションを開始した。

参加者から寄せられた主な質問やコメントは、以下のとおり。

- 1) APEA-NET の詳細を詰めるための暫定組織委員会に参加する各国の評価学会や政府の活動を、日本政府や域内各国が支援することの重要性。
- 2) 現在、アフリカ、ヨーロッパ、中南米、北米で活動している同様の地域評価学会の主な目的と活動。
- 3) アジア太平洋諸国の間で異なる可能性がある APEA-NET の予想コストと予想メリット。
- 4) APEA-NET が設立された場合の、特に、発展途上の島嶼国や小内陸国の評価能力を支援する必要性。
- 5) APEA-NET が、他の地域評価学会、国際開発評価学会（IDEAS）、国際評価協力組織（OICE）や、豊富な評価経験を持つユニセフ、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、経済協力開発機構開

発援助委員会（OECD/DAC）などの国際的な開発・金融機関と密接に協力する必要性。

- 6) 本ワークショップの最終セッション終了直後に開催される暫定組織委員会に、本ワークショップ参加者が誰でも参加できるようにする必要性。

7. クロージング・セッション

共同議長が、共同議長サマリーの草案を読み上げ、参加者全員に対し、活発で刺激的なプレゼンテーションとディスカッションへの謝辞を述べ、本ワークショップを閉会した。

<以上>

1. オープニング・セッション

1.1 共同議長挨拶

日本外務省国際協力局評価・広報室長 湊直信氏

共同議長の湊氏が、第 10 回 ODA 評価ワークショップの開会を宣言した。同氏は、自分は長年にわたって ODA 評価に携わり、過去に何度かこのワークショップに出席したことについて触れ、もう一人の共同議長として、ベトナム計画投資省（MPI）のカオ・マン・クオン氏を紹介した。湊氏は、主催者が 2 日間にわたって ODA 評価をめぐる活発なディスカッションが行われることを望んでいるとの、歓迎の挨拶を述べた。

ベトナム計画投資省 対外経済局次長 カオ・マン・クオン氏

続いてクオン氏が自己紹介を行い、自分は 2000 年以来評価活動に携わっており、今回共同議長として本ワークショップの成功を願うと述べた。

1.2 共催者代表開会挨拶

日本外務省国際協力局審議官 大脇広樹氏

第 10 回 ODA ワークショップの参加者全員に歓迎の意を表したい。この会議に約 50 名の専門家や政府高官が集まったことは、ODA 評価と援助効果改善の取組みに対する関心の高さの現れである。

日本は、PDCA サイクル（計画、実施、評価、フォローアップ）を通じて、ODA 事業の改善に継続的に取り組んできた。評価によって過去の経験から学ぶことができ、事業全体の質及び説明責任と透明性が向上する。外務省は最近、PDCA サイクルを更に強化し、ODA 評価を改善するように ODA 政策を改めた。また、アジア太平洋諸国における ODA 評価の理解促進のため、2001 年以降毎年 ODA 評価ワークショップを開催している。これまでのワークショップの主要テーマはパートナー国における評価能力の向上であり、今年のワークショップも同じテーマに焦点を当てられる。

これから 2 日間、参加者が互いの経験や優れた取組みを活かし、ODA 評価の質のさらなる向上を目指して将来のロードマップ（工程表）を定めることが望まれる。実り多いディスカッションになることを願う。

ベトナム計画投資省対外経済局長 ホー・クアン・ミン氏

ハノイを訪れた全参加者に対し歓迎の意を表したい。パリ宣言とアクラ行動計画のおかげで、開発結果に関する援助の質と透明性と説明責任に大きな注目が集まるようになってきている。また、最近では評価文化の醸成が重要になってきている。ベトナムはパートナー国として、日本政府が本ワークショップを開催することに感謝する。本ワークショップは効果的な ODA 評価システムを構築するとともに、ベトナムをはじめとするパートナー国の評価の能力開発を実現するために、知識の交換と経験の共有を行うユニークな場である。ベトナムは国レベルの ODA モニタリング・

評価（M&E）システムの構築と運営に取り組むとともに、評価を職業化する試みも行っている。

本ワークショップでは、合同評価や評価の能力開発における評価ネットワークの役割を取り上げる。これは現在のベトナムにとっても有意義である。ベトナムにとって合同評価プログラムは、評価能力を強化し、評価の国際標準に近づく上で効果的な方策である。ベトナムは過去 4 年間にわたり、自国内における日本の ODA プロジェクトとプログラムの質を改善する取組みの中で日・ベトナム両国が作成した質の高い評価・提案報告書によって、評価に関する知識と経験を深めてきた。

本ワークショップが ODA 評価の課題を前進させるための明確なビジョンと継続と具体的な行動につながることを願う。また、2011 年 11 月に釜山で開催される第 4 回ハイレベル・フォーラムに、今回の成果が反映されることを期待する。

独立行政法人 国際協力機構（JICA） 評価部長 佐々木篤氏

全参加者に対して歓迎の意を表したい。ベトナムがフィリピンと同様、複数年にわたる合意に基づいて合同評価を実施する主要パートナーであることから、JICA としてもベトナムが本ワークショップの開催場所にふさわしいと考える。また、ベトナムとフィリピンの具体的事例は、評価とプログラム管理をめぐる受入国の能力開発を改善しようとする取組みを物語っている。本ワークショップは参加国同士が経験を共有する機会である。実り多いディスカッションを望むとともに、本ワークショップを共催するベトナム当局に感謝する。

1.3 議事説明・事務連絡

共同議長の湊氏がワークショップのスケジュールを説明し、本ワークショップは次の項目を取り上げると述べた。

- 効果的な合同評価とパートナー国における評価の能力開発
- 二国間 ODA の評価、パリ宣言の評価、評価の能力開発における評価ネットワークの役割

湊氏は双方向のディスカッションを通じて、参加者が評価について幅広い経験や洞察を共有することを望むと述べた。

続いて共同議長のクオン氏が、本ワークショップの取り組み方につき説明した。各セッションでは 2、3 名が発表し、それに続いて質疑応答の時間を設ける。質疑応答後に、参加者全員によるディスカッションを行う。なお、報告書作成のため、本ワークショップの様子は録音される。報告書は日本国外務省のウェブサイトで公開されるとともに、3 月に小冊子として刊行される。また、忌憚のないディスカッションにするため、質問やコメントは匿名で記載される。

2. セッション 1：合同評価の事例研究

2.1 日本・ベトナム合同評価事例

プレゼンテーション：合同評価の進化と成果

ベトナム計画投資省 対外経済局次長 カオ・マン・クオン氏

クオン氏が、ベトナムにおける合同評価の進化と成果について発表を行った。同氏は合同評価が漸進的なアプローチである点を強調した。

パリ宣言とアクラ行動計画は、援助効果改善を支えるドナーとパートナー国の重要なコミットメントである。ベトナムはドナー・コミュニティとともに、行動することへの強いコミットメントを盛り込んだハノイ・コア・ステートメントを履行することで、パリ宣言を現地化してきた。

続いて同氏は、ベトナムにおける ODA モニタリング・評価システムの発展状況を紹介するため、パイロット・プロジェクト、法的枠組みを通じたモニタリング・評価システムの制度化、経験の共有を通じたドナーとの協力に関するベトナムの取組みを説明した。また、ODA 戦略フレームワーク（2006-2010）とそのアクションプランについて述べ、世界銀行との ODA プロジェクト管理研修や日豪各政府との合同評価研修についても説明した。

ベトナムと日本は、2005 年に初の合同評価を試みた。2007 年には、効果的で効率的な ODA 管理との調和を図る評価メカニズムを促進するための合同評価に関して、MPI と JICA による 3 カ年の覚書が結ばれた。この覚書は、日本の ODA プロジェクトの合同評価と、ベトナムの評価能力の向上、特に、政府職員に対する評価研修の提供の二部構成であった。

JICA との合同評価のアプローチは、JICA からベトナム政府に役割を移しながら進化した。2009 年以降はベトナム政府が主たる評価者になり、JICA チームは補佐的な評価者としての役割を果たすようになった。

ベトナムは評価の独立性を確保するためのネットワーク構築にも取り組んでおり、そうすることでマレーシアや日本などの外国の評価学会の経験を学んできた。

続いて同氏は、プロジェクトレベルでの教訓の学習において合同評価が果たす役割を説明し、JICA と実施した評価活動の結果を示した。ベトナムではほとんどのプロジェクトが、ODA が有効に利用されたことを意味する「A」の評価を得てきた。また、土地の取得と再定住、調達、プロジェクト設計、技術支援をめぐる問題など、プロジェクトの持続性に影響を与える共通の問題が合同評価を通じて明らかになった。

合同評価はまた、国の評価システムの制度的発展に貢献した。例えば公的機関における時間的制約、予算及び制度上の制約など、システムの発展プロセスを妨げる障害を発見する上で評価が役立った。

ODA モニタリング・評価システムを通じて学んだ教訓は、ベトナムが模範的な ODA に倣って公共投資を最大限に効果的に行う上でも役立つだろう。政府は投資のモニタリング・評価のコスト標準に関連して、通達（Circular）第 22 号を出した。コスト標準は、予算配分を決める立案プロセスにおいて重要なものである。さらに、評価活動においてサービスを提供する人物の資格基準を定めた通達第 23 号も出された。

合同評価に関するまとめとして、開発パートナーと協力する際の自国のオーナーシップが成功の鍵であること、制度を強化して評価能力開発を支える必要があること、合同評価は国の知識と経験を拡張する上で強力なツールであるとともに、評価分野の技術移転を実現するツールでもあることが指摘できる。

2.2 日本・フィリピン合同評価事例

プレゼンテーション：JICA と国家経済開発庁（NEDA）の合同事後評価
フィリピン国家経済開発庁次官 ローランド・トゥンパラン氏

トゥンパラン氏は初めに、JICA と国家経済開発庁（NEDA）による合同評価の成り立ちを理解するための背景説明を行った。評価がほとんど注目されなかった 1990 年代は、フィードバック・ループの弱さや資金を出す機関の関心の低さに加え、期待された評価結果が出なければ、実施機関側が告発されてしまうというモラルハザードが存在した。また、モニタリング・評価の能力開発や取組みに適切な資源が投入されず、評価に関する文献も普及していなかった。

2000 年代に入り、評価活動を可能にする環境が生まれた。ミレニアム開発目標（MDGs）とパリ宣言は、成果と援助効果へのコミットメントを重視するように世界が変わりつつあることを示す例であった。政治的な必要性からも、プログラムの有効性が問われ始めた。フィリピンは、開発結果の管理を重視するパリ宣言の 5 原則を現地化した。

次に同氏は、2006 年 5 月に国家経済開発庁（NEDA）と JICA が結んだ覚書について説明した。初期の合同評価では、パートナー国が国際協力銀行（JBIC）に対して評価の説明責任を持ち、JBIC プロジェクトの改善を重視することが強調された。

次に、同氏は、2006 年から 2010 年までの両国間のプロジェクト 4 期分について、進捗と結果を説明し、多彩さと優良さを基準としてできる限り大きな教訓を得られるプロジェクトを選んだと述べた。合同評価が長年にわたって進歩してきた点として、（1）初期の所見の相違の可能性を容認する覚書によるメカニズムの改善、（2）NEDA の参加に伴うコスト負担、（3）評価能力開発の取組み、（4）評価における NEDA の役割の強化、が挙げられる。

これらの合同評価により、予算の編成・執行、コスト増加の予測、プロジェクト立案とリスク評価、地方自治体とプロジェクトの利害関係者のコミットメント強化、運営・維持管理の持続性など、プロジェクトレベルで多くの教訓が得られた。また結果に対して全員が責任を負っていること、重要文書を適切に保管する必要があること、結果を測定する上で基本指標が重要であること、資源を割り当てれば適切な評価に役立つことが事後評価で分かった。さらに、評価能力開発は継続的プロセスであること、レーティング制度は継続的に改善すべきであること、他の開発パートナーも合同事後評価に参加すべきであることを学んだ。

最後に同氏は、合同評価システムの将来の方向性について話し、政府機関が説明責任を果たすことにより結果を重視するフィリピンの開発計画の草案について説明した。予算は NEDA と予算管理省が作成する共同通達を通じて、同計画に連動することになる。モニタリング・評価ネットワークの運営、高い評価能力を持つ開発パートナーの関与強化、さらに地方レベルや各種機関に評価能力を持たせることが、合同評価システムを強化する上で重要なステップである。また、評価結果を取りまとめて多様な利害関係者に広める取組みを継続すべきである。加えて、結果を重視する様々な種類の評価が必要とされる。また、各プロジェクトの成果を国レベルの成果につなげる仕組みをあらゆる評価活動において構築すべきである。

2.3 ディスカッション

司会：成蹊大学名誉教授兼日本評価学会顧問 廣野良吉氏

プレゼンテーション後、司会の廣野氏が 2 名のプレゼンテーションで強調された重要な点を指摘し、会場から質問やコメントを募った。

質問：ベトナムと JICA は別々に報告書を作成するのか。それともベトナムが作成した報告書を 2 段階評価の過程でさらに JICA が推敲するのか。

回答：ベトナムが作成した評価報告書を JICA が見直した。評価を行うためには、双方で評価フレームワークを設定し、報告調査の評価プロセスと集めるべき指標について合意しなければならなかった。しかし、現在はベトナムが報告書を作成し、JICA のフィードバックを通じて改善している。

質問：ベトナムが評価を主導・管理していた 2010 年度は、フレームワークを共同で作ったのか。それともベトナム単独で作ったのか。

回答：2009 会計年度以降、ベトナムが評価作業の主導的役割を担うようになった。ベトナム・チームに能力開発の訓練が必要であった短い期間は、JICA のコンサルタントが立ち会った。最終報告書はベトナムと JICA が作成し、その報告書のメタ評価を JICA が行った。その上で、それをベトナム政府と JICA に提出して最終検討に供した。

質問：ベトナムでは合同評価プロジェクトの大半が、社会セクターではなくインフラを対象としているのはなぜか。

回答：プロジェクトは次の点に基づいて選ばれた。(1)双方が関心を寄せるプロジェクトであるもの、(2)導き出される教訓が将来のプロジェクトに役立つもの、(3)費用分担が可能な合同評価として相応しい、事後評価に予算がかかるプロジェクトであること（社会セクターのプロジェクトは低予算でできる。）。また、日本の対ベトナム支援プロジェクトの大多数がインフラ・セクターのものであった。

またある参加者が、ベトナムやフィリピンとの合意は、当初国際協力銀行（JBIC）との間で結ばれていたと発言した。JBIC は経済インフラ向けの融資業務を担当し、旧 JICA は技術協力を担当していた。しかし、現行の JICA はこれらの業務をすべて一括して担当している。将来的には社会セクターのプロジェクトの評価も行われるようになる。そして、ベトナムがますます合同評価の主導的役割を果たすようになっていくことから、将来のプロジェクトはベトナムが管理するようになるものと期待される。

質問：ベトナムやフィリピンが他のドナーと協力して評価を行う上で、日本との合同評価を通じて得た経験がどのくらい役立ってきたか。また、他のドナーはこうした進め方を理解していたか。

回答：以前、ベトナムは技術プロジェクトに関して、オーストラリア国際開発省（AusAID）と合同評価を行ったことがある。彼らの開発評価プロセスは、ドナー側に合同評価と調査結果の共有の可能性も含めた毎年の評価スケジュールを求めるというもので、パリ宣言に沿った進め方であった。しかし、ドナー同士を、あるいはドナーと政府を結び付けることが困難であった。また、ドナーの中には評価の代わりにレビュー業務を実施し、政府機関が文書を作成してドナーに進捗を報告するところもあった。

別の参加者が、他のドナーと協力する仕組みにはさまざまなものがあると語った。原則として、プロジェクトを開始する前に、双方が参照すべき条件を明確化する。また、双方で合同会議を開き、独立チームが評価を行うことを認める。報告書を完成する前にプロジェクトについて議論し、報告を受ける機会も持つ。しかし、このようなメカニズムでも、JICA や国際農業開発基金（IFAD）が採用しているような体系的アプローチが欠けている。

質問：フィリピンでは日比間の合同評価の結果を議論する際に、他の二国間ドナーにコメントや助言を求めているか。

回答：フィリピンは最近、ある国が実施した合同評価の結果を議論する際に他のドナーを招いたことがあるが、諸般の理由からドナー側が辞退してきた。しかし、そうしたドナーも会議や評価には出席した。

質問：フィリピンでは所見が食い違う可能性に関して、全員が異なる意見と利害を有していた。そのため、評価基準がばらばらだったのではないか。

回答：客観的に検証できる指標（OVI）と検証手段（MOV）について合意すべきである。しかし視点と経験の違いが拡散要因となり、その点で意見の相違が生じる恐れがある。そのような場合フィリピンでは、政府の了解の下に、食い違ったままでプロセスを先に進めることとしている。計画の承認は、経済企画を担当する機関の責任であり、同機関はプロジェクト結果に関する説明責任を持ち、国会に報告する。そのため、相違が存在すると信じるに足る証拠が必要である。

質問：ベトナムでは、主たる評価と補助的な評価の間で所見が食い違う時は、どのように最終結果に到達するのか。さらに、ある当事者がプロジェクトの設計と実施に携わっている場合、その当事者は評価に参加すべきか。また、その当事者はどのような資格で参加すべきか。評価者としてか、あるいは調整役としてか。

回答：ある参加者は、これは評価者の中立性の問題だと述べた。ベトナムでは、プロジェクト・オーナーは内部評価しか実施できない。中間評価やインパクト評価など、その他の評価は独立した評価者が実施する。意見の相違があれば、プロジェクト・オーナーは報告書に弁明を添えることができる。一方、政府は評価者の管理と組織編成に関与するだけである。日本との合同評価でも、これと同じプロセスに従う。政府と評価者の間に意見の相違があれば、両者が証拠を提出する。コンサルタントを説得して同意させるには、強力な証拠を入手することが特に重要である。

別の参加者は、評価所見の結果は、すべての当事者の利害から独立しているべきと指摘した。独立した評価者は、国が見逃しかねない情報や視点に通じている。自国では、評価者の提言は採用されるものと検討に付されるものとが文書で表明される。

また別の参加者は、評価の独立性が重要であり、JICA は自己資金によるプロジェクトの評価に関与すべきでないと述べた。また、パリ宣言は受入国がプロジェクト管理を主導すべきと強調しているのだから、ドナーは合同評価に一切関与すべきではない。一部の国が合同評価を求め、ドナーがそれに賛同しない場合、ドナーを説得するのは経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の役割である。

また別の参加者は、合同評価方式を採用するドナーがますます増えていると認めた。そして、評価される側から、自ら評価を主導し管理する側に次第に移行しつつあると述べた。さらに、将来は覚書やその他の協力協定を改定し、オーナーシップを移すことになると思うと語った。

また別の参加者が、評価は信頼できるものであるべきと述べた。市民社会組織が実施する評価を除けば、完全に独立した評価は存在しないと思うので、評価の独立性を問題にするより、評価の信頼性という概念を発展させるべきである。

また別の参加者は、開発のインパクトを厳密に評価することが評価の主たる目的であると語った。そして、JICA の評価部門は、プロジェクトの実施を任う地域部門から独立していると述べた。さらに、JICA による MPI や NEDA との合同評価は独立かつ中立であると語った。

司会の廣野氏が、パートナー国では評価部門が事業部門から独立しており、また、評価の主たる目的は将来のプロジェクトのためにメリットを把握することと述べた。

質問：ある参加者が、JICA が合同評価を実施し始めた 2002 年以降、評価結果に改善が見られたかどうか、またどれくらい改善したか知りたいと述べた。別の参加者は、両国がインパクト評価に何を期待するか知りたいと述べた。

回答：ある参加者が、インパクト評価が重要なのは、プロジェクトの持続性を保証してくれるからと述べた。インパクト評価から、将来のプロジェクトの改善につながる重要な教訓を学べる。ベトナムでは省庁が政府機関やドナーとともに選んだ一部のプロジェクトだけが、インパクト評価の対象となる。なお、インパクト評価には高額のコストがかかる。

別の参加者が費用上の問題から、フィリピンの NEDA はインパクト調査を実施していないと述べた。インパクト評価を行えば、因果関係の問題に答えられるであろう。現在、NEDA は大規模プロジェクトについてのプログラムレベルでのインパクト評価を計画しており、その方法論と情報の質を検討中である。

また別の参加者は、インパクト評価の新たな定義は、ODA が社会に与えるインパクトをミクロ経済学と統計的手法を使って分析することであると述べた。JICA はその種のインパクト評価をベトナムでは行っていないと感じているが、フィリピンでは一部のプロジェクトについて、それに似たインパクト評価が実施されている。

また別の参加者が、自分の国はインパクト評価に悪戦苦闘していると語った。個々のプロジェクトのインパクトを測定するためには、セクター全体に対する各プロジェクトの貢献度を把握する必要がある。そうした貢献度を使って、当該セクター内の他のプロジェクトとともに ODA プロジェクトのインパクトを測定することができる。

司会の廣野氏は、ベトナムとフィリピンの事例研究について、（1）両国が合同評価を秩序立てて発展させていること、（2）合同評価を促進するための人的資源の制度が発展していること、（3）評価プロセスの質が向上していることに感心したと述べた。さらにプロジェクトの合同評価から、セクター別評価や、さらには国別評価に移行する機が熟していると語った。なお、アメリカなどの先進国では、透明性と説明責任をより確保するために、行政部門と切り離された立法部門である議会が実施する外部評価について検討がなされている。しかし、議会があまり強くない国も多く、そうした国では現時点では議会による評価は現実的でない。

-----コーヒー・ブレイク-----

3. セッション 2：評価の能力開発

3.1 ネパールによる取組み

プレゼンテーション：開発結果のモニタリング・評価の能力開発に向けたネパールの取組み

ネパール財務省モニタリング評価局局长 ロクダーシャ・レグミ氏

レグミ氏は、ネパールにおけるモニタリング・評価の背景に関する情報と制度上の仕組みを説明した。当初、ネパールはプロジェクトの進捗をレビューする方式を採用していた。しかし、次第にプロセスをモニタリングするシステムから、結果重視型で、時としてインパクト志向のモニタリング・評価システムに移行した。同氏はネパールのモニタリング・評価の構造システムについて詳しく説明し、国家開発行動委員会が最高機関として重要な国家プロジェクトをレビューする一方で、省レベルでは各省開発実行委員会が、部門レベルではモニタリング・評価部が、そして地区レベルではモニタリング・評価ユニットがそれぞれレビューを行っていると言った。

次に同氏は、ネパールのモニタリング・評価システムで使われている各種ツールとして、ドナーの資金によるプロジェクトに欠かせないログフレーム表、ログフレーム表を基にして活動の詳細を定めた事業計画、4つのソフトウェア・システムからなる公共支出追跡調査、パフォーマンス・データを取り込むプロジェクト・パフォーマンス情報システムなどを取り上げた。

続いて同氏は、開発されたシステムの実用性を実証する、道路局の事業計画の例を紹介した。その事業計画には（1）セクター・ビジョンと目的と目標、（2）パフォーマンス・ギャップ分析、（3）重点プログラム活動、（4）モニタリング・評価計画が含まれていた。道路部門は、同部門のビジョンと目標をベースに 2007-2008 年度と 2008-2009 年度のパフォーマンス・ギャップ分析シートを作成し、パフォーマンス・ギャップとギャップの原因を列挙した。この分析から、さらに 2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度の重点プログラム活動と、それに見合った予算配分が定められた。要求された予算と実際の予算配分にずれが生じると、プロジェクトが未完成で終わる一因になりかねない。なお、貧困モニタリング・分析システム（PMAS）や開発成果重視型マネジメント（MFDR）など、モニタリング・評価システムを強化するためのモニタリング・システムがある。またこの点に関して、JICA も支援を提供している。

ネパールでは、効果的なモニタリング・評価システムを築く上で、適切な人材がいないことが大きな障害になっている。モニタリング・評価プロセスに取り組む専門家はあらゆるレベルにいるが、そうした人材の専門能力が足りない。そのため、彼らに適切なスキルを与えるために、ワークショップや研修プログラムが催され、一部の専門家の海外派遣も行われている。加えて、セクター別の人材開発計画が策定され、優秀者を奨励するために成果主義の報奨制度も導入された。

モニタリング・評価システムを強化するためにネパールが取り組むべき重要課題は 3 点挙げられる。第 1 に、モニタリング・評価向けのオンライン報告システムを強化する必要がある。第 2 に、モニタリング・評価機能を果たす独立の部局の創設が求められる。最後に、報奨体系を整備することでモニタリング・評価担当者の意欲を引き出すことである。

3.2 国際機関による取組み

プレゼンテーション：開発評価の能力強化—DAC 開発評価ネットワークにおける経験

OECD/DAC 開発評価ネットワーク主任ハンス・ルンドウグレン氏

ルンドウグレン氏は、OECD-DAC の開発評価ネットワークの目標は、信頼できる独立の評価を通じて開発協力の効果を増大させることにありと語った。このネットワークには、評価のさまざまな側面に関する専門技能と知識を持つ二国間援助機関や多国間開発銀行、それに国連評価グループなどが参加している。また、パートナー国や評価学会も個々の評価やワークショップに参加している。

次に同氏は、評価能力を強化する上での開発評価ネットワークの役割について論じた。このネットワークは、これまでに規範や標準や助言に関する小冊子を制作・発行してきた。また、その小冊子は DAC の評価基準や標準を掲載している。DAC の評価基準は、質の高い評価プロセスのためのフレームワークとなっている。そのほかにも、このネットワークは重要用語集や 39 機関の評価システムのレビューなどを刊行し、評価の能力開発に関する経験や教訓を共有することにも関心を寄せている。またこのネットワークは評価を知識面で促進するため、評価に関するリソース・センターも設けている。

評価能力には、制度やシステム、そして評価に対する需要を生む評価文化が含まれる。そして、能力開発は自助努力によって内部主導で進めなければならない、さらに現地ニーズに合わせて調整する必要もある。評価能力には需要と供給があるので、そうした需要を利用し、生み出すための取組みが必要になる。評価のメリットを明確に示す必要があり、そのため実際の成果に基づいて提唱することが重要である。さらに、国際パートナーとの合同評価のような継続的評価に参加する機会をとらえることが有益である。また良好な評価文化を醸成するためには、首脳レベルの支援が必要である。また、専門技能を備えた推進者のネットワークを築くことも、有益である。

評価ネットワークでは、共同で評価を行う方式を推奨しており、その理由として、この方式によって評価の信頼性が増すこと、パートナー国の取引コストが減ること、開発による変化を評価できる範囲が広がること、相互の説明責任が強まること、その結果として評価のインパクトが高まることが挙げられる。但し、共同方式は複雑である上に時間がかかる点も指摘される。パリ宣言の実施状況の合同評価のように、経験やスキルを混ぜ合わせれば学習に役立つであろう。

現在、環境の変化に伴って評価の能力開発が新たな注目を集めている。一般市民やシステムの作り手の要請により、いまやほとんどの OECD 加盟国で結果が重視されるようになってきた。こうした要請は、効果的なプログラムと学習を公共セクターに求める声によるものであると同時に、財政上の圧力を反映したものでもあった。加えてパリ宣言に盛り込まれた、国別評価システムを利用する際の相互の説明責任とアラインメントに関する国際合意も、評価の能力開発への注目を高める一因である。

こうした能力開発の課題を前進させるために DAC 開発評価ネットワーク内に新しい特命チームが設けられた。同チームは、国やセクターで計画中の評価を洗い出し、

実施可能な合同評価や国家主導の評価を促す目的で、主要開発パートナーの評価計画 700 件分を入手可能にした。また、開発評価ネットワークや地域グループとの連携を強化することにも関心がある。アフリカ諸国やラテンアメリカ諸国との協力はすでに行われており、アジア諸国との協力を強化することを望んでいる。また、開発援助の提供国でもあり受入国でもあるインドや中国のような国々との協力にも関心を有している。そうしたネットワークが相互学習と経験の共有をもたらすため、将来加盟国と開発評価ネットワークの双方に利するように、そうした取組みを体系化したい。

3.3 ディスカッション

司会：スリランカ国会議員兼スリランカ評価学会会員 カビル・ハシム氏

司会のハシム氏は、2名のプレゼンテーションの後、評価の能力開発は自助努力によって内部主導で進めなければならないというルンドゥグレン氏の指摘は、ディスカッションにおける非常に重要な論点だと語った。ドナーの圧力、市民社会の圧力、そして政府の圧力により、近年発展途上国で評価を利用するケースが増えている。しかし、評価は学際的スキルとみなされて重点的な研修が行われないため、発展途上国のほとんどで、能力開発の供給が不足している。職業的および学術的な研修プログラムを確立すれば、訓練された人材の供給不足に対処できるし、評価文化とシステムを確立すれば、評価文化を制度化できるであろう。

質問：多くの参加者とともに国別評価を行うというアジア開発銀行（ADB）の試みは、2年前に失敗に終わった。国別やセクター別の合同評価から得た教訓や経験談を、ルンドゥグレン氏から紹介してほしい。

回答：自分たちはプロジェクトレベルより上の評価を数多く手掛けてきたが、合同評価は、国際レベルでは複雑であり、国レベルの評価は特に実施が困難なモダリティ（形態）である。どの銀行も制度上の要件を抱え、システムを短期間で変えられないので、ドナーや銀行の代わりに、パートナー国がそうした評価を主導すべきと感じている。またそのような評価がパートナー国の役に立つことが重要である。

質問：評価結果に関し、ドナーにとり、パートナー国向けの政策における次のステップは何か。

回答：ある参加者が、実際のところ、問題は評価がパートナー国主導かドナー主導かだと言うと語った。だが、現在はパートナー国主導の評価を実施するための能力が不十分であり、評価のオーナーシップを引き受ける前に、能力開発に取り組まなければならないと。

別の参加者が、評価とは望んでいたものと異なる結果をもたらしうる定型的なプロセスだと語った。評価結果に応じて行動するのがパートナー政府かドナーかによって、評価プロセスが左右されるべきではない。

ある参加者が、評価の能力開発に関して、ドナーに評価能力がなく、しかもドナーが評価を実施できない法的枠組みになっている場合があると指摘した。その場合はパートナー国が評価能力を構築する必要があるが、この能力は非政府セクターにおいてさえ入手不可能なものだから、一筋縄では行かない。この難題に対処するため、政府はふさわしい環境を整備するとともに、評価者全員に研修を義務付けるような研修・認定プロセスを正式に導入するための法的枠組みを設けるべきである。

ある参加者が、日本には ODA を評価してきた長い歴史があるが、依然として、質の高い評価者の確保という点では問題があると述べた。そのため、日本評価学会が職業的な研修プログラムを正式に設け、認定プロセスを構築する必要がある、大学院と学部レベルで評価コースを導入する必要がある。しかし、各大学には予算的制約があるので、大学におけるプログラム導入は選択的に進めざるをえない。そこで、日本評価学会のプログラムは、学部レベルが充実している大学組織を必要とするような方式に集中せざるをえなかった。日本は将来、評価プログラムを評価する必要がある。

別の参加者は、現地の評価能力の問題は、個人の能力と制度的能力に分けて考える必要があると述べた。今後多くの国で、現地の個人コンサルタントがドナー主導の評価に携わっていくであろう。したがって、奨励制度を用いて現地固有の能力を活用し、制度的能力を向上させる方法を見つけることが課題である。なお、アクラ行動計画によれば、国のシステムが弱かろうが強かろうが、その国のシステムを使うことになっている。

ある参加者が、インセンティブを与えて制度的能力を強化していくことが主要課題であるという点に賛意を示した。個人の研修に関して、世界銀行が設立しドナーと世界銀行が出資した新しい信託基金があり、研修と制度的支援を提供する予定である。これまで国際的な人材養成系の大学が多数の評価者に研修を施してきたが、相変わらず制度的基盤が不足している。そこで、国際的な研修で得たスキルを、現地レベルのアプローチによって現地で使える有用なスキルに転換することが不可欠である。

ある参加者は、評価は説明責任を果たすためではなく、経験から教訓を学ぶために設けられたものであると指摘した。しかしながら、昨今、特にドナー国では、評価の目的が前者にシフトしているのが見て取れる。今後は政策決定者からの需要を満たす方法を見つける必要がある。また、評価範囲に関して仲間同士で教育するのは危険である。以前、パートナー国には個人の能力はあったものの、評価に対する需要がなかった。だが今では、評価に関する官側からの需要が増えている。ドナーとパートナー国の観点から評価を議論すべきである。

ある参加者は、需要には政治レベルからの需要と、市場からの需要の 2 種類があり、政府の需要があっても、政府が資金を出さなければ評価の市場は生まれようがないと述べた。

別の参加者は、個人の興味や態度やコミットメントの欠如から、時として、業務サイドからの需要が無視されたり、軽視されたりすることがあると述べた。評価の説明責任と透明性を実現するには、モニタリング・評価の能力開発とともに、パートナー国とドナー国の文化とコミットメントの側面を強化すべきである。

また別の参加者は、南アジア地域の例を紹介した。南アジアの評価関係者コミュニティは、大学のカリキュラムを開発するため、学術機関のコンソーシアムとして TESA (Teaching Evaluation in South Asia) を設立した。これは国内で評価文化を醸成する方法の一つである。また同参加者は、評価を必要とする利害関係者は、成果を重視する人々であると述べ、評価に対するさらなる需要を生み出すため、省庁予算を成果主義に変える法律を導入したマレーシアの例を紹介した。また南アジアでは、多くの国において、憲法上、国内のあらゆる金融取引の責任を議会に負わせるための条項が十分にそろっており、会計検査院も議会が活用できる手段として働くため

の強い力を持っているが、予算が不十分であると指摘した。こうした旧来の制度的問題を改めるべきである。この点に関し 2002 年、スリランカは評価の意義を唱道するために国家運営室を設立し、評価の利害関係者を結集して評価学会を設立した。しかもこの学会は現在、国の支援を受けずに大学の研修プログラムを開発している。

ある参加者が、日本は 2001 年にすべての政府機関に対して政策評価を義務付けたと述べた。各省は政府のプログラムやプロジェクトについて、内部政策評価を実施しなければならないが、総務省が各省の内部評価を監督している。また、議会の両院では外部評価を行うための委員会が設立された。しかしながら、この委員会はいまうまく機能せず、政策評価を効果的に行うために国会議員さえも教育する必要がある。このことから、評価の重要性に対する認識の喚起に社会全体として取り組まない限り、評価はうまくいかないだろう。

ある参加者は、評価に対する需要の種類は利害関係者によって異なり、議会からの需要は、2 種類あると述べた。すなわち野党は失敗を求め、政府は成功を必要とする。したがって、評価に関して真実を望むのは一般市民だけである。

ある参加者が、日本の外務省では、評価部署が ODA 事業実施部署と協力して、ODA 事業の評価報告書で指摘された個々の問題に対する対応策を策定していると述べた。この対応策は公表され、一定期間を経たところでフォローアップが行われている。こうしたサイクルは、PDCA サイクルの中での展開を利害関係者に理解させるために繰り返されている。この種の慣行は、他の諸国でも同様に取り入れられるのではないか。

司会のハシム氏が、ネパールと OECD-DAC のプレゼンテーションに関して、能力開発は前進するための重要な要因であると指摘した。また、議会は短期間で変わるため、肝心なのは議会を教育することではないが、強い関心を持ち、国の発展のために知識を利用できる議員を教育するため、すべての議会にモニタリング・評価の担当部局を設立することも考えられると語った。

-----昼食-----

4. セッション 3：二国間 ODA の評価

4.1 日本における ODA 評価

プレゼンテーション：日本における ODA 評価
日本外務省国際協力局評価・広報室長 湊直信氏

湊氏のプレゼンテーションは (1) 日本における ODA 評価システム、(2) 政策レベルの評価の課題、(3) ドナーやパートナー国との相乗効果の発揮という三部構成で行われた。

湊氏は、日本では外務省が JICA と協力して ODA 評価を実施し、各々の役割を分担していると述べた。外務省は ODA 政策の企画及び立案を担当し、JICA は個々のプロジェクトの実施と支援を担当している。JICA は OECD-DAC が推奨する 5 つの評価基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）をそのまま使用しているが、外務省は ODA 評価のための 3 基準（政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの妥当性）を使用している。

2009 年度には、外務省は、国別政策評価 5 件と人間の安全保障基金を通じた援助の評価、過去の ODA 評価のレビュー、パートナー国（アフガニスタンとグアテマラ）による評価を実施した。一方、JICA はプロジェクトレベルの評価を約 85 件と、プログラムレベルの評価を 11 件実施した。さらに、JICA は評価結果の質に基づき、プロジェクトレベルの評価についてレーティングを導入した。2010 年度には、外務省は、国別政策評価 6 件と平和構築協力の評価、日本 NGO 連携無償資金協力の評価、パートナー国（バングラデシュとセネガル）による評価に加えて、パリ宣言の実施状況に関する評価も実施している。一方 JICA は、プロジェクトレベルの評価を 175 件とプログラムレベルの評価を 5 件実施している。

続いて同氏は、毎年実施される評価プロジェクトの概要が載った年次評価報告の小冊子を示し、その中には、当該年度に実施された評価結果から出されたいくつかの提言と、前年度の提言のフォローアップ状況、パートナー国が行った評価の報告などが掲載されていることを紹介した。

次に同氏は、2010 年 6 月に公表された『ODA のあり方に関する検討』について説明した。この報告書は、戦略的で効果的な援助に関する評価を改善する方法を、（1）ODA 評価部門の強化、（2）フィードバックの仕組みの強化、（3）評価結果へのアクセスの改善という 3 点から詳述したものである。

評価を改善するためには、評価内容の質、中立性や透明性、フィードバックの仕組みという、評価の 3 つの側面を改善する必要がある。評価内容の質は、評価部門の責任者に専門家を採用すること、ODA 評価ガイドラインを見直すこと、大学院向けプログラムを開発するとともにセミナーや研修プログラムを実施して評価者の能力を向上させることによって改善できる。日本では、日本評価学会が評価者を認定している。

評価システムの中立性を高めるために必要な措置として、外務省の評価部門を国際協力局から切り離すこと、すべての評価は第三者が実施すること、さらに評価報告書は理解しやすいものにすることが挙げられる。また、政策レベルの評価に、レーティング・システムを導入した場合の長所と制約についても、議論が必要である。なお、透明性向上に資するため、評価者向けの倫理規定が作成されているところである。

フィードバックの仕組みについては、政策ニーズに基づいて評価対象を選ぶべきである。また、評価に基づく提言を、政策決定プロセスに反映すべきである。さらに、適切なフィードバックを行うためには、提言が明確で現実的であることが必要で、提言の活用状況を年次報告書で報告すべきである。

評価においては、パートナー国とドナー国の間の協力により相乗効果が生み出される。特にパートナー国の評価能力の向上が、評価のさまざまな側面に好影響を与える。二国間の相乗効果の向上のために検討すべき多くの課題として、パートナー国における法的枠組みの整備、評価に必要なそのほかの評価基準、最も効果的なフィードバックの仕組み、レーティング・システムを導入するメリット、合同評価を通じた知識移転の有無など、多岐の項目が挙げられる。

4.2 モルディブにおける ODA 評価

プレゼンテーション：二国間 ODA の評価—モルディブの視点

モルディブ外務省副次官補 ハディージャ・ザヒール氏

ザヒール氏は、モルディブ向けの ODA について説明した。2004 年以降津波復興事業向けの援助によって、モルディブ向けの ODA は急増した。しかし、現在は津波関連のプロジェクトが完了しつつあり、さらにモルディブが国連の後発発展途上国のリストからはずれたことから、ODA は減少傾向にある。セクター別に見ると、最大の資金援助を受けているのは人材開発であり、能力開発、インフラなどがそれに続いている。また、2005 年の 1 億 5000 万ドルという援助額は、有人の 190 の島々に配分するとさらに小額になる。そこで政府は、人口が多く開発が進んだ地域がある島に優先的に ODA を分配してきた。また、最近まで ODA の大半はドナーが関心を寄せる地域やプロジェクトに供給主導型で提供されていたが、2011 年以降、政府はプログラム・ベースの予算に従っており、これが ODA をプログラム・ベースのアプローチで活用していくことにもつながっていくだろう。加えて、このアプローチは政府の戦略的行動計画に基づいている。モルディブのプロジェクト承認プロセスには、国家計画委員会、国家計画省、外務省及び財務省が関与している。

日本はモルディブに対し、無償資金協力、技術協力、研修機会の提供、草の根・人間の安全保障プロジェクト向け支援、食糧援助といった多様な形で ODA を実施している。2004 年まで、日本はモルディブにとって主要な開発パートナーであった。日本がモルディブで実施した直近の大型プロジェクトには、津波からの復興・復旧を対象とする 2005 年のノンプロジェクト無償資金協力、第 2 女子中等学校プロジェクト、クリーンエネルギー・プロジェクトなどがあった。過去の日本の支援の大半は、インフラ開発向けであった。

これらの ODA 事業の大半は定期的な諮問会議に基づいている。例えば、2005 年のノンプロジェクト無償資金協力の場合、モルディブは月例で作業部会の打ち合わせを行ったし、第 2 女子中等学校プロジェクトでは毎月、諮問委員会を開催した。また、東京あるいは JICA のスリランカ事務所から定期的に使節団が訪れ、進捗評価を実施した。食糧援助とクリーンエネルギー・プロジェクトでも諮問委員会を開催し、下水・地下水管理プロジェクトでも同様であった。日本からの支援の中で大きな割合を占めるボランティア向けにも、年次総会を催した。また、任期を終えたボランティアは、自分が所属する省の他、財務省や外務省などに報告書を提出した。

日本のモルディブ向け ODA への評価が厳格に実施されている一因は、過去の ODA の結果と成果を評価するために日本から毎年訪れる監査団にある。監査人は建設的なフィードバックを行い、モルディブ政府はそれを考慮した上で、監査団が指摘した問題を確実に解決するようにしている。またもう一つの理由として、プロジェクトの契約時に双方が評価メカニズムについて合意していることが挙げられる。この種の合意を行うドナーはあまり多くないが、JICA が開発した確固たる評価メカニズムのおかげで、こうした合意が可能になった。

モルディブは、2011 年予算がプログラム・ベースのアプローチに基づいていたことから、最近になって、評価メカニズムを開発し、開発成果重視型マネジメント (MFDR) の概念に従い始めている。このプロセスへの利害関係者の理解促進を目的として、すでにワークショップが数回催されている。今後、プロジェクトやプログラムが、さらに標準化されたメカニズムによって監視されるようになる。

モルディブ政府は 2005 年から 2008 年初頭にかけて、国連の支援の下に、援助とプロジェクト支出や進捗状況を追跡調査するための開発援助データベースを構築した。しかし、能力と予算上の制約が原因で、このプロジェクトは継続されなかった。その後、2008 年 11 月の政権交代を受けて、ISLES という名の新しいプログラムの下で、継続中の全プロジェクトを網羅するデータベースが構築された。このプロジェクトと ISLES は四半期ごとの報告メカニズムを採用したものの、能力の問題が制約になっている。

モルディブでは、プログラム・ベースの予算編成や戦略的行動計画評価などの新制度導入に合わせて、学習の機会が設けられた。また、制度上の能力の制約、スタッフの転職率の高さ、新任の政府高官向けのシステム研修の難しさなど、困難な課題も多い。特に、ドナー各国が独自の報告メカニズムを用いていることも、評価メカニズムにとって大きな問題である。その一例として、EU は他のドナーが管理するプロジェクトには定期的に使節団を送る一方で、EU 独自のプロジェクトについてはプロジェクト完了時に独立した評価を求める。

他ドナーのODAの例として、個別のプロジェクト 9 件から成るアメリカの津波支援プログラムがあるが、アメリカは構成要素ごとの進捗状況を、四半期ごとに報告するように求めていた。そこで、環境・エネルギー・水資源省は、構成要素ごとに異なる 3 通りの報告書を四半期ごとに作成しなければならなかった。一方、米国国際開発庁（USAID）によるスリランカからの定期的な使節団に対応しなくてはならないプロジェクトがあったが、そのプロジェクトでは強力な協力関係があったので、事業部門はこのプロジェクトを容易に進められた。

モルディブに対する人的資源の能力開発については、インドとオーストラリアが最大のパートナー国である。しかし、こうしたプロジェクトを評価するのにふさわしいメカニズムは設けられていない。人的資源・青年・スポーツ省が、必要に応じてプロジェクトの進捗状況に関する報告書を作成している。モルディブは教育セクターにおいてオーストラリアと技術支援プログラムを進めており、それに対する評価はボランティアの任期満了時に行われる。さらに、イギリス人ボランティアについても同様である。

4.3 スリランカにおける ODA 評価

プレゼンテーション：対スリランカ二国間 ODA の評価

スリランカ財務計画省対外援助局課長 ロジャーニ・ピーリス氏

ピーリス氏は、スリランカは日本を筆頭に、さまざまなドナーから財政支援を受けてきたが、最近はロシアやハンガリーなど、新しいドナーからの資金受け入れが増えてきたと語った。

スリランカにとって借款はインフラ開発プロジェクト向け、無償資金援助は人間の基本ニーズに関するプロジェクト向けであり、技術支援は農業・エネルギー・健康分野で実施されてきた。また、そうした支援を通じて、スリランカの人口 1 人当たり GDP は急成長を遂げた。

スリランカでは、対外援助局がさまざまな理由から評価を実施しており、その理由として、プロジェクトが企図した利害関係者へのメリットの検証、目標達成に有

効な要因の分析、経験や教訓の制度化、将来のプロジェクトの「反復可能性」に関する意思決定を挙げた。

ODA 評価により、将来のプロジェクトに向けて短所と長所と特徴を見極められる。日本の（JICA の）ODA 評価は妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性という 5 つの基準に基づいていて、スリランカの国家開発政策に一致している。

ODA の成功例の一つとして、JICA の資金で行われた小規模なインフラ復興・改良プロジェクトが挙げられる。同プロジェクトの目標は農村部と都市部の社会経済的発展を促進することで、特に貧困の減少、市場アクセスの改善、生活環境の改善を目指していた。プロジェクト完了後、安全な飲料水が入手しやすくなり、交通量が増加し、学校数が増え、手工芸品の販売店が増加した。モルディブがこのプロジェクトを 5 つの基準を使って評価したところ、妥当性：高、効率性：普通、有効性：高、インパクト：ポジティブ、持続性：普通という結果となった。このプロジェクトから、プロジェクトの妥当性、基礎調査と目標設定の必要性、実施・モニタリング体系の確立、調達上の柔軟性など、多くの教訓を学んだ。

他の例として、農村部の貧困削減と、地域格差の緩和を目的とした農村開発プロジェクトが挙げられる。地域の選定は PHR 率（個人健康記録の普及率）に基づいて行われ、約 13 万 3 千名の人々に直接的な恩恵をもたらしている。また、適切なモニタリングにより、プロジェクトの遅れを克服することができた。また、当該地域の開発優先順位とも整合性が取れていた。借款による資金は、効果的な建設作業と 465 キロメートルに及ぶ道路の復旧に使われた。こうしてこのプロジェクトは完了時点で目標を達成した。

またこのプロジェクトから、設計段階に十分な時間を割り振る必要があること、借款の最後の 10% のための支払手続きを導入する必要があること、さらに、そうした支払手続きを合意に盛り込む必要があることを学んだ。

合同プロジェクトは利益が大きく、スリランカは将来も日本からの継続的支援を必要としている。

4.4 ディスカッション

司会：ネパール評価学会事務局長 スバルナ・シュレスサ氏

シュレスサ氏の司会により、3 名のプレゼンテーションに関するディスカッションと質疑応答が行われた。

質問：インドや中国やハンガリーのような非伝統的なドナーは、伝統的な DAC のドナーと異なる評価文化を持っているのか。またそのことは、パートナー国にとってどんな意味があるのか。

回答：新興諸国から支援を受けたプロジェクトが完了していないため、そうしたプロジェクトの評価システム、持続性、インパクトについて判断できない。

質問：環太平洋諸国での国家支援プログラムに関しては、アラインメントの問題があった。JICA は、そうした国々の開発計画と整合性がある国家支援プログラムを展開していくプロセスを示すことができたか。

回答：JICA は、パートナー国の開発戦略に整合させる形で国家支援プログラムを策定する。JICA は最初にパートナー国の開発の方向性を理解することに努め、その上

で開発プログラムを策定していく。プログラムの中には多くのプロジェクトがあるが、パートナー国と一緒にそれらを評価していく。

質問：パプアニューギニアでは、JICA から国別援助方針の草案が示された。パプアニューギニアのような国々に対する国別援助方針を、JICA が最終決定するスケジュールはどのようになっているのか。

回答：現在、JICA は、パートナー国と JICA と日本政府との間の政策協議に基づいて、日本による国別援助方針を受入国の戦略に整合させることに、一層重きを置いている。ODA 予算が減少傾向にあることと、二国間の合同事業の整合化と調和化が国際的な傾向になっていることが、こうした圧力が増している理由である。

質問：JICA は、日本の諸都市がフィジーで実施している支援プロジェクトの評価に関与する立場にあるのか。

回答：日本の地方自治体が直接実施している支援で、JICA を経由していなければ、JICA が評価プロセスに関与することはない。しかし、日本の地方自治体からの支援の構成要素として JICA のプロジェクトが盛り込まれていれば、その場合は、JICA はそうした構成要素の評価プロセスにも関与することになる。

質問：モルディブにおいて、開発パートナーのすべてに対して一貫性のあるメカニズムを持つことは可能か。またこの点について、DAC や評価ネットワークが何らかの役割を果たすことができるか。

回答：モルディブが、開発パートナーすべてに対して一貫性のあるメカニズムを持つことは難しいだろう。特に、モルディブはパリ宣言にまだ署名しておらず、2011 年により早く署名国になる予定なので、DAC を通じて実現を図ることは難しい。しかし、モルディブはプログラム・ベースのアプローチを重視し、モニタリング・メカニズムを開発することでプログラムのオーナーシップを握ろうと努力しており、国家計画委員会も需要主導で援助が進むようにしたいと切望している。さらに、以前、モルディブ・パートナーシップ・フォーラムが国のニーズを取り上げ、プログラムを実施する際の困難な課題について、関係のある開発パートナーと協議を始めた。メカニズムの不整合は今後 2 年間かそれ以上長く続き、特に、地方評議会が設立されるまでは続くだろう。

ある参加者が、現在パートナー国への資金の提供元は多くあり、その中には、一定の条件を設けているところもあれば、いっさい条件がないところもあると指摘した。そのため、あらゆるプロジェクトには回収期間があり、回収期限が訪れても、プロジェクトがまだ目標に到達していないことがある以上は、評価文化をパートナー国内部に刻み込むことが重要だと語った。

質問：ある国である期間にわたって行われた ODA などの評価を通じて、JICA は自らの成功率と失敗率を測定することができたのか。また、その結果はどんな状況になっているか。

回答：JICA では、プロジェクトレベルを対象とする評価にレーティング・システムを用いた。5 つの評価基準を使うことで、プロジェクト評価を標準化することができた。しかし、政策評価では評価目標そのものを把握することが難しいので、評価システムを導入することが困難である。国別評価にはさまざまなセクターに属するプロジェクトが数多く含まれるので、マクロレベル目標に対する特定プロジェクトの総合的貢献度を測ることは難しい。

別の参加者が、毎年、JICA はプロジェクトレベルとプログラムレベルの評価を世界中で実施し、A、B、C、D の 4 段階のレーティングをしていると補足した。そして、A または B と評価されるプロジェクトが約 80%を占め、D になるのは 5~10%と述べた。さらに、JICA は特定の国だけを選ぶことはせず、評価から結果と教訓を引き出し、それを紹介して、パートナー国における将来の意思決定の改善に役立ててもらえるようにしてきたと語った。

質問：プレゼンテーションで述べられた、日本の ODA に対するスリランカの評価は、日本の援助プログラムの評価報告書に基づいたものか、それとも別途評価した際の評価報告書に基づいたものか。また、その種の評価を、他の開発パートナーについても実施したことがあるか。

回答：プロジェクト完了の 3 年後に、スリランカ人コンサルタントが評価を行った。他のプロジェクトについても同じように終了時評価、継続評価、事後評価が行われていて、そのうちアジア開発銀行（ADB）、世界銀行、JICA のプロジェクトについては事後評価が行われている。

ある参加者が、このセッションでは、評価の能力開発を取り上げたが、そのほかに、キャパシティ・ニーズを見極めるキャパシティという別のタイプの能力もあると指摘した。したがって、パートナー国は、キャパシティ・ニーズを見極めるための能力開発も検討すべきである。また、パートナー国は ODA に関して、プロセスがドナー国主導にならないように注意する必要がある、そうするだけの能力を持つべきである。だがパートナー国は、ドナー国側もそれぞれの利害関係者に対して説明責任を負っていることを忘れてはならない。したがって、パートナー国は報告制度を最小限にするようにドナー国に頼む前に、ODA 評価において主導権を発揮するための能力を自ら築く必要がある。

質問：JICA は財政支援を、どの程度 ODA を提供するモダリティ（形態）とみなしているのか。

回答：ドナーとパートナー国の双方に強みと弱みがある。パートナー国には現地の言葉、プロジェクトの実施現場、文化的背景という強みがあり、一方ドナー国としては、組織能力の改善につながる指標を特定することが難しい。したがって、ドナーとパートナー国の比較優位を利用し、能力を改善するための協力関係において相乗効果を発揮していくことが重要である。評価の最初から最後まで、そうした協同を貫くべきである。

調和化について、ある参加者が、モルディブは直ちに津波の影響を見積もり、国としての復旧・復興計画を策定したと発言した。さまざまな開発パートナーが、この計画を通じてプロジェクトに参加することができた。また、独立した津波復興・復旧基金口座が設けられた。プロジェクトの進捗状況は開発援助データベースを通じて継続的に把握された。プロジェクトの段階や進捗状況を議論するため、定期的にレビュー会議が開かれた。また、入札や援助の調和化プロセスに用いるために標準システムが開発された。しかし、開発パートナーの間の調和化は相変わらず不完全なままだった。たとえば、パートナー国すべての報告様式を調和させる試みは失敗に終わった。

ある参加者が、1949 年に ODA が開始されて以来、発展途上国はドナーとの間に数々の経験を積み重ねてきたと語った。その結果、発展途上国はそれぞれ独自の国家支援戦略を策定することができた。しかし、ドナーはパートナー国にこの点を尋ねることをためらい、パートナー国もまた、この点を自らの政府内で真剣に検討し

なかった。インドでは、手続き上の要求が複雑なものと評価団が過剰なことを理由に、特定国からの援助を制限することを議論中である。こうした理由から、パートナー国は、ドナーごとの援助受入に関する国家戦略を策定すべきではないか。

質問： ODA の減額を決めながら、その一方で貧困の削減や環境的持続性などを目的とするその他の政府資金（OOF）の増額はいいわないドナー国が多い。現状において、パートナー国はその他の政府資金を歓迎したのか。そして、パートナー国は ODA に使っていたのと同じ評価基準を、その他の政府資金に対しても当てはめていくのか。

回答：ある参加者が、ベトナムは社会経済的な開発計画の裏付けとして、ODA 戦略フレームワークを策定したと答えた。政府はドナーに対し、今後 5 年間に提供する計画がある資金の金額、優先セクター、種別に関する情報を出してもらうよう依頼した。同時に政府は、セクター別の ODA 必要額についても同様の情報を作成した。その上で、ドナーと政府が協力して国家支援プログラムを策定した。例として、ベトナムに使節団を送った ADB との協力が挙げられる。彼らは協力して、今後 3 年間に検討すべきプロジェクトのリストを盛り込んだ戦略を策定した。このプロセスにおける両者の対話と相談が、計画を策定し実施する上で支えになった。また、ベトナムは ODA と譲許性が低いローンに関する戦略フレームワークを作成中である。ベトナムはもはや中所得国なので、ヨーロッパからの ODA をはじめとして ODA の減少に直面している。このため、譲許性が低いローンは一つの手段になる。また、ベトナムはパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）モデルの形で、民間セクターの門戸を開放した。その結果、ベトナムは ODA、譲許性が低いローン、民間セクターの間で資源を集約し、開発に充てるメカニズムを築こうとしている。

ある参加者が、フィリピンではドナーの業務をフィリピンの優先順位に合わせることで、最善の協力方法であると指摘した。また、ODA、OOF、パブリック・プライベート・ファンド、民間投資など、さまざまなモダリティがあるので、資金が供与されている間はモニタリングと資金供与のフレームワークが妥当なものであることが必要である。フィリピンでは、海外からの送金の占める割合が ODA を大幅に上回っている。フィリピンの新たな取り組みは、すべての供給源から得られる資源の用途に基づき政府が結果を評価するような、包括的な評価フレームワークを持つことである。

ある参加者が、インドは G8 諸国や一部の EU 加盟国など、選択した国から ODA を受け入れていると語った。また、インドにとって日本は最大の二国間ドナーであり、援助の大半は円借款の形で行われている。過去 2 年間にわたり、プロジェクトは 5 カ年計画に示されたインド側の優先順位に基づいて実施されてきた。インドにとって、予算に占める ODA の割合は小さく、そのため、ドナー国がインドの優先順位に基づいてプロジェクトを行わない場合は、その ODA を断ることができた。しかし、他のパートナー国では ODA が予算に占める割合が極めて大きく、ドナーがパートナー国の優先順位に耳を傾けるかどうかは、パリ宣言に対するドナーのコミットメント次第である。

ある参加者が、パキスタンは海外支援政策フレームワークの草案を既に作成し、最終決定するところであると語った。そのフレームワークは、海外援助の交付と管理を完全に国のオーナーシップの下で統制することを目指すもので、海外援助が新たな価値を生み、パキスタンの開発優先順位と適合するようになっていた。

ある参加者は、モルディブが国家支援戦略を策定した事例を紹介した。2010 年 3 月に開かれたモルディブのドナー会議において、優先セクターと同セクター内の優先プロジェクトを盛り込んだ国家支援戦略が策定され、ある大口ドナーの依頼により国家計画委員会（NPC）が、地方政府を優先セクターとして認定した。しかしそのドナーは、多国間パートナーを通じて、まったく別のセクターである環境セクターに参入することを決めてしまった。現在、ODA の減少が予想されるため、モルディブは 2007 年以降、PPP と OOF をさらに詳しく検討している。しかしいずれも新規プロジェクトであることから、評価できる状況ではない。

シュレスサ氏は、セッション 3 では ODA 評価の様々な面、ODA と ODA 評価に関する理解の向上、開発支援に関する国家戦略など、多くの重要課題が議論されたと述べた。そして、ODA 評価は国とその国の受益者が必要とする結果に即したものであるべきというのが共通認識だと語った。同氏はまた、このディスカッションは参加者間の相乗作用を活性化し、ODA をはじめとするドナー国の支援の効果と効率を向上させるのに役立ったと結んだ。

-----第 1 日目 閉会-----

5. セッション 4：パリ宣言の評価に関する考察

5.1 パリ宣言の評価の現状と今後

パリ宣言評価事務局長 ニールス・デーベルスタイン氏

デーベルスタイン氏は、(1)パリ宣言の合同評価プロセス、(2)評価のフェーズ 1 の結果、(3)フェーズ 2 で判明しつつある所見という 3 部に分けてプレゼンテーションを行った。

5.2 プレゼンテーション第 1 部

デーベルスタイン氏は、パリ宣言の評価は宣言そのものに組み込まれていると述べた。「評価」という言葉は過去何年にもわたって進化し、評価に対する需要が増大してきた。国はモニタリングによって進捗状況を知ることができる一方、評価によってそうした進捗状況になっている理由と評価結果が得られる。

パリ宣言の評価をめぐる 3 つの大きな問いとして、第 1 に状況に応じたパリ宣言に関するもの、第 2 にパリ宣言のプロセスと中間結果に関するもの、第 3 にパリ宣言の開発成果に関するものが挙げられる。これらの問いは単純だが、答えるのが難しい。

パリ宣言は、合同評価の定義を定めている。同宣言の下、国レベルの評価 22 件を取り上げたフェーズ 1 とフェーズ 2 の調査と、ドナーや機関の本部の調査 18 件が行われている。OECD-DAC に加盟する開発パートナーの大半が、この評価に参加した。さらに、国レベル評価のフェーズ 1 に参加した国は 7 カ国だったのに対し、フェーズ 2 には 21 カ国が参加したことから、パートナー国がこの評価をますます重視するようになってきたことが分かる。

管理の仕組みとして、パリ宣言では、すべての参加国や参加機関と市民社会組織の代表者 50 名で構成される国際リファレンス・グループ（IRG）が設けられている。同グループが評価のフレームワークを策定するとともに、報告書の質を認証している。また、別の管理グループが、国や開発パートナーの評価を含む、評価の国際的な部

分の運営を担当している。さらに、この 2 つのグループは、両グループに対してのみ責任を持つ評価事務局によって支えられている。また各国には、国別リファレンス・グループと、国内での評価を調整する評価コーディネーターがいる。さらに、一部は信託基金から、一部は現地の基金から資金提供を受ける独立評価チームが設けられている。そして中核評価チームが各国チームを支援するとともに、評価結果を集約している。

また、ハイレベル・チームが、評価報告をどのように政策プロセスに組み入れるかという点について助言する。さらに、国の報告書とドナーの研究はパートナー国にとって重要なものであり、その理由は、パリ宣言の諸原則の進捗状況に対する評価と、釜山で予定されているハイレベル・フォーラムへの準備となるためである。なお世界銀行と欧州委員会は、評価に参加しないことを決定している。

国レベルで注目されるのは、援助効果向上のツールとしてのパリ宣言の効用と、パリ宣言の 5 原則との整合性と 5 原則の遂行という観点から見たドナー行動の変化である。さらに、オーナーシップが鍵となって起こるパートナー国の行動変化と、パリ宣言の実施により、持続可能な開発結果に対する援助の貢献度がどれほど増すかという点も注目される。

国レベルのドナー行動の変化は、ドナー機関の政治的リーダーシップによる政策や戦略の形で測られる。2005 年のパリ宣言後、ペースにばらつきはあるものの、政策や戦略の文言に変化が多く見られた。アメリカもオバマ政権への移行後にパリ宣言を採択した。また、現場レベルへの権限移譲が、ドナーによるパリ宣言の実施に影響を与える重要な要因の一つである。奨励制度においては、支出や引き渡しよりも援助効果を重視するような変化が見られた。

各国の評価もドナー本部評価も設計のフレームワークは共通だが、ドナーは自由に質問できる。さらに、補完的な研究が数多く行われており、その例として、統計的キャパシティ・ビルディングに関する研究、脆弱な国家や紛争の影響がある状況におけるパリ宣言の適合性に関する研究、援助の自由化に関する報告書、パリ宣言と援助効果と開発効果の理論面を取り上げた論文、DAC 以外の資金源を検討した別の報告書が挙げられる。

パリ宣言の評価の沿革については、2006 年に DAC の開発評価ネットワークが、2007 年 3 月に開催された第 1 回リファレンス・グループ会議の基礎となるオプション報告書を作成したのが始まりである。これが、さらに第 2 回、第 3 回、第 4 回のリファレンス・グループ会議へと続いた。2008 年 6 月には独立評価チームが、ハイレベル・フォーラムの準備に用いられるフェーズ 1 の統合報告書を完成した。そして、この評価が、フェーズ 1 完了の節目となったアクラでのアクラ行動計画 (AAA) に影響を与えた。その後 2009 年 12 月に、パリで催された第 2 回リファレンス・グループ会議によりフェーズ 2 が開始された。フェーズ 2 では報告書の統合をさらに容易にするため、確固たる評価フレームワークについて合意された。その後 2010 年 12 月には、フェーズ 1 における新たな所見が発表された。続いて、統合報告書の草案を議論するために第 4 回リファレンス・グループ会議が 2011 年 4 月に開催されることになっており、また、フェーズ 2 は 2011 年 11 月に釜山で開催される第 4 回ハイレベル・フォーラムで完了する予定である。

5.3 ディスカッションと質疑応答

司会の湊氏が、プレゼンテーションの第 1 部について会場から質問やコメントを募った。

質問：国の利害関係者のメンバーは、プログラムやセクターにかかわらず固定されたままか、それとも構成が変わるのか。

回答：国の利害関係者によって構成される国別リファレンス・グループを重視すべきである。国別リファレンス・グループの構成は固定されていないものの、政府、ドナーの代表者、市民社会組織、学術関係者で構成されている。なお、すべての国で学術関係者が十分に参加しているわけではない。

ある参加者が、ベトナムでは評価のフェーズ 1 とフェーズ 2 に参加した後で、開発そのものだけでなく評価を実施するオーナーシップもパートナー国に与えたところ、合同評価の進め方に改善が見られたと述べた。そして、ベトナムの国レベルの構造も説明した。自分（同参加者）は国別評価のコーディネーターとして、国別リファレンス・グループを設置した。その上で、国別評価チームの人選に当たるために委託事項を定めた。国際評価チームは、各国の状況にふさわしい標準化された委託事項が望ましいと感じていた。コンサルタントを採用する際には、評価コーディネーターは国別リファレンス・グループの承認も受けた。文書を改善するためのコメントを国の利害関係者全員から募る場として、フィードバック・ワークショップも開催された。

質問：フェーズ 2 完了までに、ドナーと受入国の何%が評価に参加したか。また、世界銀行や欧州委員会など、ドナー側の関心が薄い理由は何か。

回答：ドナーが見ているのは政策と戦略の変化であり、本部レベルでドナーを評価しているのではないことが、フェーズ 2 に参加したドナーがわずか 7 カ国であった理由である。参加した 7 カ国は、フェーズ 1 に参加しそこなった国であった。世界銀行は国レベルの組織編成の独立性が十分でないとして述べており、一方、欧州委員会では、どの部署が評価を担当すべきかについて、内部で混乱があった可能性がある。しかし、国別評価では彼らの行動も評価されていた。

質問：ドナーすべてが評価に参加するというのが、そのフレームワークの目的であったのではないか。

回答：評価はほとんど完了しているので手遅れである。しかし、世界銀行と欧州委員会を除けば、主要ドナーはすでにプロセスに参加している。

ある参加者は、世界銀行の独立評価グループの責任者が日本評価学会の第 10 回年次総会での談話の中で、現在の目まぐるしく変化する世界では、事後評価よりも中途評価（in-progress evaluation）の方が重要であると語ったと指摘した。また、中途評価では、さらに高い水準で介入する必要があり、そうした中途評価は専門的見地によるものというより、むしろ政治的なものと述べた。

質問：リアルタイム評価についての発表者の見解を聞きたい。

回答：人道的活動の評価では、事後評価よりリアルタイム評価の方が理にかなっている。フェーズ 2 の評価はプロセスと成果を同時に評価するものだが、フェーズ 1 はプロセス評価だけに焦点を当てた。

ある参加者が、事後評価の方が重要性が低いという意見に異議を唱え、その理由として、ODA や国内資金で実施されるプロジェクトの中には、影響が長期に及ぶものがあることを挙げた。デーベルスタイン氏が、事後評価は重要だが、プロセスの中間評価はあまり配慮されてこなかったと答えた。

事後評価と中途評価をめぐるディスカッションにおいて、デーベルスタイン氏が、プロジェクトの実施とプロジェクトの評価、そして、政策、政府の課題、人権問題などの評価を、互いに区別することが重要だと説明した。また、パリ宣言は政治的な意思表示にすぎないと語った。

5.4 プレゼンテーション第 2 部

デーベルスタイン氏は、パリ宣言に関するフェーズ 1 での重要な所見を次の通り説明した。

- パリ宣言は専門的見地による課題とみなされていた。しかし、政治的な行動計画であった。
- パリ宣言を適用すべきと考えられていたが、パリ宣言の実施は状況に左右された。
- パリ宣言は共有された構想だが、活用に対する期待にばらつきがあった。
- 国別システムの能力と信頼性の問題があった。
- モニタリング指標に対する批判があった。統計の専門家は、2011 年のモニタリング活動と比較するためには同じ指標が必要であったと主張している。
- 「取引コスト」を真剣に取り上げる項目が必要である。
- パリ宣言には、ドナーよりも国に対する規範が多いとみなされていた。
- 中央レベルには知られているが、実施機関にはあまり知られていない。しかし、パリ宣言は援助プログラム遂行のすべてのレベルで、行動を変化させる取り組みであった。
- 取引コストとメリットに関する認識にばらつきがある。メリットを考慮することなく、パリ宣言を実行に移す取引コストが高すぎるとみなす向きもあった。取引コストは、将来への投資とみなせたはずである。
- パリ宣言は開発の課題や、気候変動のような政策テーマへの回答ではなかった。パリ宣言は開発効果に関する取り組みであり、MDGs に貢献するためのものであった。
- パリ宣言が信頼性を維持するためには、もっと速やかにレトリックを行動に移す必要がある。

5.5 ディスカッションと質疑応答

続いて、司会の湊氏がプレゼンテーション第 2 部について、会場から質問やコメントを募った。

質問：調達方針の整合性など、パリ宣言の主要コミットメントを客観的に測る方法はあるか。

回答：コミットメントに関する客観的な尺度はないが、明確に観察されている。多くの国で、開発を担当する大臣がパリ宣言の内容について語っている。さまざまな理由から、国の制度との整合性よりも、政策との整合性の方に大きな前進が見られた。たとえば、アジア開発銀行は法制上の理由から独自に調達を行っている。そのように、場合によっては、パリ宣言の原則を遂行するために難しい判断が必要となる。

質問：取引コストの定義は何か。

回答：明確な答えはない。パリ宣言を遂行する上での関連費用は、将来に向けた投資とみなされるべきである。また、コストのメリットを測定することも不可能である。

5.6 プレゼンテーション第3部

デーベルスタイン氏は、フェーズ 2 評価の新たな所見は、国別報告書とドナーの研究の初期の草案から抜粋したものであると語った。援助効果の改革は変わりゆく個々の状況に加えて、数多くのさまざまな要因から影響を受ける。それを前提に、パリ宣言が掲げる 11 の目標は次のとおりである。

- 国家戦略の強化について、パリ宣言の影響は小から中程度であった。しかし、国家戦略には新たなドナーや金融危機など、そのほかの影響も及んでいた。
- 整合性の向上について、パリ宣言の影響は中程度であった。
- 各国の所定のパフォーマンス基準に向けて前進することについて、パリ宣言の影響は中程度であった。
- 取組みの重複を減らすことについて、パリ宣言の影響は小さかった。
- ドナーの政策と手続きを改革し、簡素化することについて、パリ宣言の影響は小から中程度であった。
- より予測可能な、複数年にわたるコミットメントにつなげることについて、パリ宣言の影響は小さかった。
- 十分な権限移譲について、特にドナーにおいて一定の進歩があった。ドナーの行動変化に影響を及ぼす最も重要な要因は現地への権限移譲であることが、フェーズ 1 において正しいと証明された。
- グローバルなプログラムをさらに広範な開発構想に組み入れることについて、パリ宣言には互いに矛盾する所見があった。
- 結果主導型の戦略や政策やプログラムの利用促進について、パリ宣言の影響は小から中程度であった。
- 説明責任の体系や市民社会との関わりについて、一定の進歩があった。議会や市民への説明責任の強化について、パリ宣言の影響は小さかった。
- 汚職の削減と透明性向上の促進について、パリ宣言の影響を評価するための情報が不十分であった。

パリ宣言の評価では、開発成果の面で結果の改善を図るため、個別のセクターを取り上げた評価も実施した。特に保健セクターにおいて、パリ宣言がプロセス強化に役立ってきたことが判明した。最貧層のニーズの優先順位改善に関して、プログラム・ベースのアプローチへの移行とジェンダー問題における進展は、パリ宣言と関連していると言えるであろう。

次に、制度的能力と社会資本の持続可能な増加については、互いに矛盾する所見がある。ドナーが市民社会を支援し、市民社会を優先課題としたことで社会資本が増加した。一方で、制度的キャパシティの改善については、戦略が欠けていたために、ほとんど進展がなかった。また、分権化があるレベルでの制度的能力の増大を一部妨げた。

終わりに、援助モダリティの構成の進化について述べたい。パリ宣言は一つの援助モダリティだけを唱道したわけではない。しかし一部では、財政支援が唯一の正しい開発支援方式とみなされていた。モダリティの変化は、パリ宣言がそのことを

めぐる議論を引き起こしたことで認知度が高まったと言える。なお、多様な援助モダリティがあることは重要だが、適切な構成は状況によって異なる。

5.7 ディスカッションと質疑応答

プレゼンテーションの第 3 部について、司会の湊氏が会場から質問やコメントを募った。

質問：異なる調査の間の相違点を、より明確にできないか。

回答：モニタリング調査と評価は別物だが、互いに補完的な関係にある。評価に参加するすべての国が、同時に、モニタリング活動にも参加している。モニタリング調査は 56 個の指標を選び、それに対する進展ぶりを追跡調査するもので、かたや、評価は成果を査定するものである。また、モニタリング調査には明確な指標があって定量化できるが、評価は確固たる事実に基づくのではなく、定性的な指標とインタビューに基づいている。

ある参加者が、事後評価と進捗評価の両方に意義があると述べた。そして、アフガニスタンの例を挙げ、国連開発計画（UNDP）が資金を提供する灌漑プロジェクトでは、政治的に好ましい壁の維持に資金が使われていると語った。この事例では中途評価が行われていれば不備が見つかったはずであった。

質問：各国のパリ宣言の署名者はどのレベルか。また、ドナーがパートナー国に求める要件が義務化されないのはなぜか。

回答：署名国は市民と議会に対する説明責任を強化すると約束したのだから、個々の政府の責任である。ドナーはそうした活動を支援することはできるが、命令することはできない。ガバナンスの問題は微妙な領域であり、一部のドナーはそれを融資条件にしてきた。

質問：説明責任の強化について言えば、一部の国が評価面で先行しているので、議会の関与を促すべきである。ベトナムの国会が評価メカニズムに関与している点について、クオン氏から詳しく聞きたい。

回答：クオン氏は、ベトナムが議会の巻き込むようになったのは、援助効果の構造が新しくなったわずか 1 年前のことであると答えた。ベトナムは、パートナーシップ・グループや国会や市民社会組織をはじめ、あらゆる利害関係者を積極的に巻き込む新しい国家援助の構造を生み出すことで、援助効果を開発効果の中に組み入れることが重要だと感じていた。そこで、同国は政府、開発パートナー、その他の利害関係者の間の政策協議に役立つような中核援助効果フォーラムを企画し、立ち上げた。評価のフェーズ 2 では、評価開始の時点から、さらに、その後の報告書送付やフィードバック・ワークショップの間まで、議会を巻き込んだ。現在では議会も重要性を理解し、積極的に評価活動に参加している。

質問：モニタリング調査と評価は、どのように連動しているのか。また、評価プロセスの進め方と、モンゴルがこのプロセスに参加しなかった理由は何か。回答：評価はモニタリング調査よりも掘り下げ方が深く、22 カ国で実施されている。こうした国々は、アクラでの会議の後に送付された呼びかけに応じて自主的に参加した。評価への参加呼びかけの方法には制約があった。しかし、この 22 カ国は援助への依存度が高い国から、まったく依存していない国まで幅広く代表する構成になっている。

ある参加者が、モニタリング調査は 12 の指標をモニターする手法であり、一方、評価は独立した行為であると補足した。そして、成果と失敗と今後の進路に関する評価報告とともに、モニタリング調査から得られた証拠に基づく進捗報告が釜山で行われる予定だと語った。また、指標や目標やモニタリング・評価プロセスを定義した国際合意や国際会議はほとんどないと指摘した。

質問：関心のあるパートナー国とドナー国が合同で作成した合同評価報告書を、さらに評価するメカニズムがパリ宣言の本部にあるか。

回答：全体評価は合同で行ったが、個々の国別評価は主な利害関係者で構成されるレファレンス・グループが主導・管理したものである。独立の中核評価チームが国別報告書の品質保証を行うとともに、国のコーディネーターと国別評価チームにコメントをフィードバックした。さらに、そうしたコメントは、国別レファレンス・グループも入手できるようになっている。

質問：釜山での会議後には何が予測されるか。

回答：釜山で何が起こるかを予測する術はない。プロセスが始まったばかりで、まだ、議事内容も分からない。3 月に理事会が提案を審議した上で、7 月に作業部会が決定を下すことになっている。

ある参加者が、釜山に向けた準備を行っている援助効果作業部会の参加者は、達成されたか達成されなかったという結果に基づいて議論や将来の合意を行うことを望んでいるから、宣言も証拠に基づいたものになるだろうと答えた。

質問：パリ宣言の 5 原則すべてを、いつまでに全参加国が完全順守すべきというようなタイムフレームがあるか。また、署名国がパリ宣言の順守を望まない場合はどうなるのか。

回答：パリ宣言は 2010 年 12 月 23 日に失効した。コミットメントは 2010 年までの目標に対してなされたもので、これについては評価とモニタリングが行われていた。この時の目標は達成されていないので、今度は釜山で次のステップの概要を決めていくことになる。また、他の参加国からの圧力以外何の制裁もない。

質問：パリ宣言の次のフレームワークにおいて必要とされる行動計画は、誰が起草するのか。

回答：評価に関するフォローアップは、2 つまたは 3 つのレベルで行われる。自分で調査を行う個々の国やドナーは、それをパリ宣言に関する自らのパフォーマンス改善に役立てている。しかし、国際的なレベルについては評価報告書と提言がハイレベル・フォーラムに提出されるところで、今後の進め方はハイレベル・フォーラムの決定に委ねられている。

質問：統合報告書にそうした提言が盛り込まれると考えて正しいか。

回答：統合報告書に提言が盛り込まれることになる。しかし、具体的な所見と、そうした所見から導き出すことができる結論を理解することが大切である。評価者たちは、結論だけを政策決定者に報告すべきと感じている。しかし、提言を示すことで、検討すべき課題を政策決定者に伝えることができる。

質問：そうした評価の最終報告書には、パリ宣言の後、ドナー国やパートナー国が採用すべき処方箋や行動になりうるような提言が盛り込まれるのか。

回答：可能ならば、結論に基づく提言が盛り込まれることになる。しかし、その提言への対応を検討するのは、ハイレベル・フォーラムとパートナー国やドナー国である。

ある参加者が、援助効果作業部会の下にクラスターが 5 つあり、モニタリング・評価のクラスターもその 1 つであると語った。そして、各クラスターの下で試験的に選ばれた国々が、現場の実情に関する実際の証拠を提供したと述べた。これに基づいて結果報告書の草案を釜山で作成し、釜山以降に採用すべきコミットメントや行動もそこで計画を練ることになる。

ある参加者が、パリ宣言事務局が実施したモニタリング・評価に関する調査は有用で、その調査から考えうる結論を正直に判断したものであると述べた。そして、約 10 件の目標については影響が小さく、3 件の目標については中～大程度の影響があったという結論を改めて述べ、このことは、将来も依然として多くの取組みが必要であることを意味していると語った。さらに、提言が現実的なものであること、そして当該国の経済的・社会的発展段階の違いにより、パリ宣言のフレームワークの原則だけでなく応用面にも生じる変化を反映した提言になることを望むと述べた。

質問：釜山会議用の資料の準備、報告書の編さん、そしてもしあるとすれば提言に関して、単一の委員会が影響力を持つことになるように思える。こうした資料を取りまとめるこの委員会のメンバーは誰か。

回答：評価と統合は、それぞれの国で、高い適格性を備えた独立の専門家チームが実施する。評価報告書は、2011 年 7 月に開催される太平洋フォーラムの会議で、ハイレベルフォーラムに向けた太平洋地域の準備状況を発表する中で紹介される予定である。評価に参加しなかったものの、この統合報告書のメリットを受ける仲間や同僚に対して、メンバーが報告内容を積極的に広めることが重要である。

司会の湊氏がデーベルスタイン氏のプレゼンテーションを要約し、とても有益だったと述べた。

6. セッション 5：評価の能力開発における評価ネットワークの役割

6.1 「アジア太平洋評価学会ネットワーク」の設立状況

発表者：成蹊大学名誉教授兼日本評価学会顧問 廣野良吉氏

廣野氏は冒頭、2001 年に設立された日本評価学会の沿革を簡単に紹介した。続いて、職業意識など、優良な評価学会の育成に必要な要素を解説した。評価には、専門家、行政官、地方政府など、利害関係者全員を関与させる必要があると述べた。

評価においては、評価をはじめとする様々な物事に指針を設ける政府との対話が重要である。さらに、一部の標準を設ける際には、国際コミュニティも関わってくる。また、評価を社会に幅広く共有されるものにするためには、評価の文化を醸成しなければならない。日本では、日本評価学会があらゆるレベルの教育機関と協力し、こうした文化の醸成に努めてきた。

評価者の出身分野は様々なので、評価者に対する研修が日本評価学会のミッションの一つになっている。研修には理念と柔軟性の 2 点が必要とされる。また、この業務に関する情報を広めるため、そして、部外者の注意を引いて評価に関心を持ってもらうツールとして、学会誌を発行することが重要である。日本評価学会は、方

法論についても概念についても実的でありたいと望んでおり、そのためパートナー国での評価団に数多く参加し、パートナー国の評価活動に参加してきた。

現在、世界の他の地域には評価学会ネットワークがあるのに、アジアには地域的ネットワークが一つもない。過去の ODA 評価ワークショップにおいて、域内の参加者から、アジア太平洋地域評価学会ネットワーク（APEA-NET）を設立する必要性が繰り返し表明されてきた。現在まで、東南アジア諸国の評価学会に加えて、多くの国の政府からも絶大な支持が寄せられている。そのため、準備委員会が評価学会ネットワークの組織構造や活動内容とともに、憲章の草案を検討中である。

本ワークショップで出されたコメントや質問の中には、APEA-NET が特にアジアの視点を備えたネットワークであることから、APEA-NET においても検討すべきと思われるものが多数ある。自分（同氏）は、国際機関に幅広く関与してきた経験から、そうした国際機関は欧米の発想に基づいていることが分かった。西洋の発想は良いもので、普遍性もあるが、アジアの視点も必要とされており、こうした見方は、一部の国際機関からも支持されている。

アジアの評価学会ネットワークは、開発の課題だけでなく、評価に対しても新たな流れをもたらすものである。アジアの人々が団結し、われわれ自身の文化的状況に即すとともに、世界中の他のパートナー国との対話の基礎にもなるような視点を見つけ出すことが極めて重大である。過去においては、国際的な視野を持つということは西洋的な視野を持つことを意味していた。しかし、アジアとしての国際的視野を持つことで、国際的な評価概念に対して、アジアの評価学会のネットワークも寄与できるようになる。そのために重要なポイントは次のとおりである。

- APEA-NET は、アジアのすべての国々に門戸を開く。学会としても、個人としても APEA-NET に参加できる。また、APEA-NET は、アジア太平洋地域のすべての島嶼国が国レベルの評価学会の設立に加わることを望む。
- 国レベルの評価学会が存在しないあらゆる国に対して、アジアの既存の評価学会が学会の設立を支援し、さらに、将来的には彼らの評価活動を強化する手助けを行うことが考えられる。
- OECD-DAC が先頭に立ち、新興諸国に対して、ODA などの開発プログラムや評価において国際的な役割を果たす可能性を検討するように促した。したがって、このプロセスにアジアの新興諸国が参加することが重要である。
- 国際開発評価学会（IDEAS）、国際評価協力組織（IOCE）、世界銀行、ADB、OECD などの国際機関は、それぞれ独自の視点で評価の促進に取り組んでおり、APEA-NET 設立に関心を寄せていた。また、アジア地域の評価活動を改善するために、アジアの評価学会がこうした機関と密接なつながりを持つことが重要である。

かくして、将来、アジアが国際的な評価コミュニティに貢献できるように、アジアがこうした連合体を持ち、理念や概念や方法論をはじめ、評価になくてはならない事柄を広めていくための機が熟している。

6.2 ディスカッションと質疑応答

司会のクオン氏が、廣野氏のプレゼンテーションを要約し、評価においてアジア的視野を生むという廣野氏の発想は好ましいと述べた。

続いて、クオン氏は会場からコメントや質問を募った。

ある参加者が、スリランカ評価学会が 4 月に年次総会を開くことになっていると述べ、その総会に代表を送るようにすべての国を正式に招待した。プレゼンテーションを希望する参加者がいれば、その機会も提供する。さらに、その総会の後に国際ワークショップの開催も予定しておりその情報を加盟国すべてに知らせる予定である。その総会は、APEA-NET と、それに関連して合意形成が必要な共通課題について議論する良い機会になるだろうと述べた。この総会を、すべての国にメッセージを伝える出発点として利用できるであろう。

別の参加者が、ネパール評価学会について説明した。ネパール評価学会は、ネパールにおける評価システムを強化する目的で設立され、基本的に評価システムの文化、コミットメント、能力の各側面を発展させることに取り組んでいる。また、ネパール評価学会は、独立した非営利組織である。APEA-NET を設立することはアジア太平洋地域の発展途上国の評価システム強化に役立つとともに、域外の発展途上国に対する強いメッセージになるという点で、廣野氏の発意に賛成する。

また別の参加者が、政府の観点からも、アジア太平洋地域に評価学会ネットワークを設立することは名案と述べた。島嶼国としての観点からも、そうしたネットワークが政府の自発的な意思決定に重大な役割を果たしうる。このような組織は独立性と中立性を備える必要があり、この点について、各国政府の合意と努力が必要である。そのためには、参加者一人ひとりがこの問題をさらに前進させ、自国の戦略に加えるようにする必要がある。こうした理由から、そうした組織の詳細に絞った議論を行うため、JICA の助けを借りて別のワークショップを開催することを提案したい。そして、すべての評価学会の代表者に加えて幅広い経験を持つ廣野氏が出席すれば、APEA-NET 組織の設立に役立つ情報を提供してもらえと思う。

別の参加者が、新設の学会では評価を実施するのに必要な経験、特に、方法論と概念に関する経験が不足するであろうから、そうしたネットワークを創設すれば、経験豊富な学会から新たに創設された学会に知識を伝えるのに役立つだろうと発言した。そして、そうしたネットワークにより、さらに評価分野における共通の慣行を知らせることもできると思うと語った。

質問：評価学会の会員は、国の評価プロセスに参加するように招かれているか。また、この種の独立組織はどのように運営されているのか。

回答：ある参加者が、スリランカの例を説明した。2002 年にスリランカ評価学会が誕生した当初は、学会の設立、開設、活動開始のための資金を提供する形で政府が支援した。しかし、現在では、メンバーから年会費を徴収することで学会は自立した。さらに、国際機関やドナーから不定期な支援を受けている。加えて、ワークショップを実施することで、学会は収入増を果たしてきた。

ある参加者は、評価学会に政府の代表者が参加することに何の制約もないと答えた。ベトナムでは、評価を職業とみなす者であれば、官僚も学会に加入できる。学会はあらゆる利害関係者を代表する必要があるという廣野氏の見解に賛成する。

質問：このネットワークの内容とネットワークへの我々の関わり方について、もっと詳しい情報を知りたい。

回答：廣野氏が、加盟国向けのプレゼンテーションとともに、このネットワークを支援することに関心を寄せる政府向けのプレゼンテーションでどんな説明を行うかは、準備委員会で検討することになると述べた。ネットワークの設立に関して、ネ

ネットワークが取り組むプログラムの種類など、いくつかの課題がある。また、ネットワークは基本的に、各国の評価学会のプログラムを補強することになる。各国の利害関係者全員がそれぞれの国内でネットワーク設立に取り組むことが望まれる。さらに、そうした連合体の設立についてだけでなく、連合体の将来の活動プログラムについても優れたリーダーシップを発揮するのが、各国の責任である。意見や経験を交換したり、設立当初に必要となるかもしれない財政的支援を集めたりすることができるように、世界各国の評価学会や国際機関と関係を築くことが重要である。評価に関心を寄せるあらゆるセクターの人々が、アジアにおける評価学会ネットワークの設立に全力で取り組むことが望まれる。本ワークショップの最終セッション終了後、ロビーに集まり意見交換を行うので、APEA-NET 設立に興味があるすべての人の参加を歓迎する。

ある参加者が、ここまでのディスカッションでは、この構想の有用性を理由に全員が賛同していると述べた。そして、ボランティアとしてネットワーク運営に当たる国を決め、さらに、憲章や推進策の検討・策定に当たる委員会の設立にも取り組まなければならないと思うと語った。

質問：APEA-NET は ODA ワークショップか、あるいは別の機構の下に設立されるのか。学会が政府と足並みをそろえるか、独自路線を歩むかがはっきりしないので、APEA-NET は ODA ワークショップの活動の下に置かれるべきではないと思う。

回答：政府は開発評価に関心を寄せている。そして、開発はたいてい当該国の国家財政で賄われており、ODA が占める割合はわずかにすぎない。また、地方自治体による開発を調査することは、これよりもはるかに広い概念であり、ODA とあまり関係がない。したがって、開発評価の効率性と有効性が向上するような形で、開発評価のフレームワークを検討することが重要である。

質問：アジアの評価学会は開発に焦点を絞るべきなのか。評価は生活様式全般に浸透しており、その範囲を拡大できれば、もっと広範な層がこうした連合体に関心を寄せるようになる。

回答：西洋と東洋では開発の概念が異なる。仏教における開発は心や人間性の開発を意味しており、人間性は行動のすべての領域に及ぶ。したがって、開発は物理的な開発だけでなく、人間活動のすべての領域を対象とする。

7. クロージング・セッション：共同議長サマリーと閉会挨拶

共同議長のクオン氏が、これまでのセッションで挙げられた主要テーマを盛り込んだ共同議長サマリーの草案を読み上げた。

続いて共同議長の湊氏が、サマリーの最終版は、外務省が 3 月に正式に発行・配布する予定の報告書に掲載されると述べた。そして、本ワークショップを通じて、活発な参加とディスカッションが行われたことに深く感銘したと語った。同氏は参加者に対して感謝し、今回および過去のワークショップがポジティブな影響をもたらすことを心より願うとし、ワークショップの閉会を正式に宣言した。

付録 1 : プログラム

2 月 23 日 (水) <会場: Daewoo ホテル (ハノイ市内)>	
	参加者、ハノイ到着
2 月 24 日 (木)	
08:30- 09:00-09:30	受付 (1 階 GARDENIA) オープニング・セッション (1) 共同議長 挨拶 - 日本外務省 国際協力局 評価・広報室長 湊 直信 氏 - ベトナム計画投資省 対外経済局次長 カオ・マン・クオン 氏 (2) 共催者代表 開会挨拶 - 日本外務省 国際協力局審議官 大脇 広樹 氏 - ベトナム計画投資省 対外経済局長 ホー・クアン・ミン 氏 - 独立行政法人 国際協力機構 評価部長 佐々木 篤 氏 (3) 議事説明・事務連絡
09:30-11:00	テーマ別討議 (ラウンド・テーブル方式) セッション 1 合同評価の事例研究 - 司会: 成蹊大学名誉教授 兼 日本評価学会顧問 廣野 良吉 氏 (1) 日本・ベトナム合同評価事例 ベトナム計画投資省 対外経済局次長 カオ・マン・クオン 氏 (2) 日本・フィリピン合同評価事例 フィリピン国家経済開発庁次官 ローランド・トゥンパラン 氏 (3) ディスカッション
11:00-11:15	コーヒー・ブレイク
11:15-12:45	セッション 2 評価の能力開発 - 司会: スリランカ国会議員 兼 スリランカ評価学会会員 カビル・ハシム 氏 (1) ネパールによる取組み ネパール財務省モニタリング評価局局长 ロクダーシャン・レグミ 氏 (2) 国際機関による取組み OECD/DAC 開発評価ネットワーク主任 ハンス・ルンドウグレン 氏 (3) ディスカッション
12:45-14:00	昼食 (2 階 La Paix)
14:00-16:00	セッション 3 二国間 ODA の評価 - 司会: ネパール評価学会事務局長 スバルナ・シュレスサ 氏 (1) 日本における ODA 評価 日本外務省国際協力局評価・広報室長 湊 直信 氏 (2) モルディブにおける ODA 評価 モルディブ外務省副次官補 ハディージャ・ザヒール 氏 (3) スリランカにおける ODA 評価 スリランカ財務計画省対外援助局 課長 ロシャーニ・ピーリス 氏 (4) ディスカッション

16:00-16:15	第 1 日目 閉会・事務連絡
18:00-20:00	レセプション（2階 La Paix）
2 月 25 日（金）	
09:00-10:30	セッション 4 パリ宣言の評価に関する考察 -司会：湊 共同議長 (1) パリ宣言の評価の現状と今後 パリ宣言評価事務局長 ニールス・デーベルスタイン 氏 (2) ディスカッション
10:30-11:30	セッション 5 評価の能力開発における評価ネットワークの役割 -司会：クオン 共同議長 (1) 「アジア太平洋評価学会ネットワーク」の設立状況 成蹊大学名誉教授 兼 日本評価学会顧問 廣野 良吉 氏 (2) ディスカッション
11:30-11:45	クロージング・セッション 共同議長サマリー 閉会挨拶
12:00-13:30	昼食（2階 La Paix）

付録 2 : 参加者リスト

Co-Chairs

(Presenter: Name / Moderator: Name*)

Country	Organization	Title	Name
Japan	ODA Evaluation and Public Relations Division, International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs	Director	<u>Mr. Naonobu MINATO</u>
Vietnam	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Deputy Director General	<u>Mr. Cao Manh CUONG</u>

Partners

Country	Organization	Title	Name
Bangladesh	Japan Branch, Economic Relations Division, Ministry of Finance	Senior Assistant Chief	Mr. Md. Saiful ISLAM
Bhutan	Development Cooperation Division, Gross National Happiness Commission	Programme Coordinator	Ms. Lekema DORJI
Cambodia	Multilateral and UN Agencies Department, Cambodian Rehabilitation and Development Board, Council for the Development of Cambodia	Acting Director	Mr. Nak OUL
China	Department of International Trade & Economic Affairs, Ministry of Commerce	First Secretary	Ms. Yu LUO
Fiji	Ministry of Foreign Affairs & International Cooperation	Acting Director Development Cooperation	Mr. Penijamini R Tuikubulau LOMALOMA
India	Department of Economic Affairs, Ministry of Finance	Director	Mr. Surendrakumar BAGDE
Lao	Aid Effectiveness Division, International Cooperation Department, Ministry of Planning and Investment	Director	Mr. Sysomphorn PHETDAOHEUANG
Malaysia	International Unit, Corporate Services & International Section, Economic Planning Unit, Prime-Minister's Department	Deputy Director	Ms. Hidah Binti MISRAN
Maldives	Ministry of Foreign Affairs	Deputy Additional Secretary	<u>Ms. Khadyia ZAHIR</u>
	Ministry of Finance and Treasury	Director	Ms. Aminath NASHIA
Micronesia	Ministry of Foreign Affairs	Deputy Assistant Secretary, Asian and African Affairs	Mr. Brendy H. CARL
Mongolia	Department of Development Financing and Cooperation, Ministry of Finance	Senior Officer, Head of Aid Effectiveness and Data Management Team	Mr. Tuguldur BAAJIIKHUU
Myanmar	Foreign Economic Relations Department, Ministry of National Planning and Economic Development	Deputy Director	Mr. Khin Maung HTAY
Nepal	Monitoring and Evaluation Division, Ministry of Finance	Joint Secretary	<u>Mr. Lokdarshan REGMI</u>
	Ministry of Finance	Under Secretary	Mr. Abi Nath RAI
	Nepal Evaluation Society	Secretary General	Mr. Subarna Lal SHRESTHA*
Pakistan	Economic Affairs Division, Ministry of Economic Affairs & Statistics	Deputy Secretary	Mr. Mumtaz Hussain SHAH
Papua New Guinea	Department of National Planning & Monitoring	Assistant Secretary	Mr. Pero Lawrence DUGUMAN
Philippines	National Economic and Development Authority	Deputy Director-General	<u>Mr. Rolando Gumia TUNGPALAN</u>
	National Economic and Development Authority	Director, Project Monitoring Staff	Mr. Roderick Mari PLANTA
Samoa	Ministry of Finance	Deputy CEO-Policy Management	Mr. Sealiimalietoa Melepone ISARA
Sri Lanka	Department of External Resources, Ministry of Finance and Planning	Director	<u>Ms. Loshani Umayangani PEIRIS</u>
	Department of Foreign Aid & Budget Monitoring, Ministry of Finance and Planning	Director	Mr. Kattri Arachchige Don Kumaradasa SIRIWARDANA
	Sri Lanka Evaluation Society	Member of Parliament, Consultant, Economist	Mr. Kabir HASHIM*
Thailand	Thailand International Development Cooperation Agency	Development Cooperation Officer	Mrs. Charintip YOSTHASAN
Timor-Leste	Ministry of Planning and Finance	Data Entry Officer	Mr. Gaudencio SOARES DE DEUS

International Organizations

(Presenter: Name / Moderator: Name*)

Organization		Title	Name
Asian Development Bank	Independent Evaluation Department	Senior Evaluation Specialist	Mr. Marco GATTI
OECD/DAC	Network on Development Evaluation	Manager	Mr. Hans Erik LUNDGREN
Evaluation of the Paris Declaration	Secretariat	Head	Mr. Niels DABELSTEIN

Co-hosts

Country	Organization	Title	Name
Japan	International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs	Deputy Director-General	Mr. Hiroki OWAKI
	ODA Evaluation and Public Relations Division, International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs	Officer	Ms. Keiko MIURA
	Embassy of Japan to Viet Nam	Advisor for Economic Affairs	Mr. Akihiko NAKANO
	Evaluation Department, Japan International Cooperation Agency	Director General	Mr. Atsushi SASAKI
	Vietnam Office, Japan International Cooperation Agency	Chief Representative	Mr. Motonori TSUNO
	Vietnam Office, Japan International Cooperation Agency	Senior Representative	Mr. Masaei MATSUNAGA
	Vietnam Office, Japan International Cooperation Agency	Senior Aid Coordination Advisor	Mr. Tsutomu UCHIDA
	Vietnam Office, Japan International Cooperation Agency	Administrative Officer	Ms. Reiko KINJYO
	Japan Evaluation Society	Senior Advisor	Prof. Ryokichi HIRONO*
	Seikei University	Professor Emeritus	
	Overseas Project Department, OPMAC Corporation	General Manager	Mr. Keishi MIYAZAKI
	International Development Associates Ltd.	Senior Consultant	Ms. Takako HARAGUCHI
	Convention Linkage, Inc.	Meeting Planner	Ms. Megumi TAKATA
	Convention Linkage, Inc.	Meeting Planner	Mr. Fumiro IIRI
Vietnam	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Director General	Dr. Ho Quang MINH
	Supervision and Appraisal Department, Ministry of Planning and Investment	Director General	Mr. Nguyen Xuan TU
	Supervision and Appraisal Department, Ministry of Planning and Investment	Deputy Director General	Ms. Nguyen Thanh HUONG
	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Head of General Division	Mr. Bui Quang VU
	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Head of Japan Division	Mr. Nguyen Hoang LINH
	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Expert, Japan Division	Ms. Nguyen Thu HIEN
	Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment	Senior Expert	Mr. Cao Thanh PHU
	Supervision and Appraisal Department, Ministry of Planning and Investment	Expert	Mr. Do Xuan NAM
	Planning and Investment Department, Ministry of Transport	Senior Expert	Mr. Nguyen Ngoc HAI

付録 3: 略語表

ADB:	Asian Development Bank (アジア開発銀行)
APEA-NET:	Asia-Pacific Evaluation Association Network (アジア太平洋評価学会ネットワーク)
AusAID:	Australian Agency for International Development (オーストラリア国際開発庁)
DAC:	Development Assistance Committee (開発援助委員会)
IDEAS:	International Development Evaluation Associations (国際開発評価学会)
IOCE:	International Organization for Cooperation in Evaluation (国際評価協力組織)
IFAD:	International Fund for Agricultural Development (国際農業開発基金)
JICA:	Japan International Cooperation Agency (国際協力機構)
JBIC:	Japan Bank for International Cooperation (国際協力銀行)
MDGs:	Millennium Development Goals (ミレニアム開発目標)
MOFA:	Ministry of Foreign Affairs (外務省)
MOU:	Memorandum of Understanding (覚書)
MPI:	Ministry of Planning & Investment (ベトナム計画投資省)
NEDA:	National Economic Development Authority (国家経済開発庁)
OECD:	Organization for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
ODA:	Official Development Assistance (政府開発援助)
OOF:	Other Official Flows (その他の政府資金)
OVI:	Objectively Verifiable Indicators (客観的に検証できる指標)
PDCA:	Plan-Do-Check-Act (計画、実行、評価、改善)
PHR:	Personal Health Record (個人健康記録)
PPP:	Public-Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)
TESA:	Teaching Evaluation in South Asia (南アジア評価教育コンソーシアム)
UNDP:	UN Development Program (国連開発計画)
USAID:	United States Agency for International Development (米国国際開発庁)